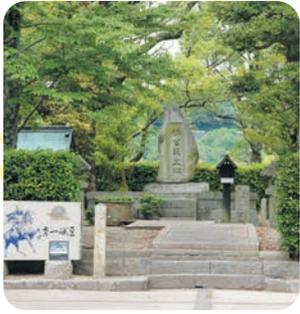




2022
保存版



暮らしの便利帳

千早赤阪村

Chihaya
Akasaka
Village
Life Guide



Index

	千早赤阪村 ガイド	2
	防災・救急	7
	届出・証明	9
	税金	12
	保険・年金	13
	福祉・健康	18
	子育て・教育	22
	水道・下水道	26
	生活・環境	28
	相談	31

千早赤阪村民のための
手続き・窓口案内など

行政ガイド

わがまち再発見！
村の魅力をご紹介します

千早赤阪村ガイド

千早赤阪村

株式会社サイネックス

千早赤阪村役場へのお問い合わせ

〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

TEL 0721-72-0081 (代表)

千早赤阪村
ホームページ



<https://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/>

千早赤阪村
公式LINE



「千早赤阪村 暮らしの便利帳」は地域の各団体および事業者の広告収入により全世界帯に無償で配布することができました。

どうぞ、自分たちの家という感覚で、心ゆくまで、お別れの時をお過ごしください。

花仙美山ホール 45台収容
駐車場完備



■生花祭壇



■白木祭壇



■白木祭壇

花仙葬祭ではもしまもに備えて、
事前相談を行っています。

- お葬式で、全部でいくらかかるの？
- 「もしも」の時、まず何をすればいいの？
- お葬式の後、しなせやいけない事って何？

会員募集 待機多数 「せんの会」が誕生しました。
詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

ゆとりと安心を実現
小さな負担で大きな安心



富田林市指定
市営葬儀取扱店
大阪葬祭事業
協同組合加盟

株式会社 **花仙葬祭**

花仙美山ホール

〒584-0033 大阪府富田林市富田林町24-17
〒584-0037 大阪府富田林市宮甲田町13-8

年中無休
24時間受付 TEL 0721-23-2238

Fax 0721-24-9687
TEL 0721-23-3342

家族
永代
供養

やすらぎの聖地で家族みんなで眠れる 生前のお申し込みも可能です

お葬式に際しては必ず
パンフレットの
無料送付
電話または
インターネットで
受付中

	今までの樹木葬	家族永代供養
1 人数制限がありません	・納骨1~2体が一般的 ・一体増える毎に料金追加	・何体でも納骨可能 ・追加料金なし
2 合祀されず、ずっと家族だけで眠れる	・13~33年後に他人と一緒に納骨される ・お骨の移転の可能性あり	・ずっと家族と一緒に眠れる場所 ・お骨の移転なし
3 管理料不要で家族に迷惑がからない	・管理料が必要 ・子供に後々まで負担がかかる	・霊園が管理するので負担なし
4 宗教・宗派についても安心	・寺の宗派しか入れず入骨料がかかる	・無宗派の方でも納骨可能 ・現権家寺様と同様も可能

その他にも
魅力満載です

永代供養付
お墓の後継ぎを心配する必要がありません。「千早赤阪メモリアルパーク」が永代に渡って供養と管理をいたします。将来、お墓の継承に不安がある方にも安心です。

さくら供養祭を開催
桜咲く4月頃にさくら供養祭を行います。
家名のプレート設置
家名プレートの設置も可能です。

千早赤阪メモリアルパーク 千早 霊園



是非一度、園内をご覧ください

お参りしやすい!

- ・園内道路の片側全てが駐車スペース!
- ・車からすぐにお墓に行けます!
- ・お墓の持ち込み(改葬)OK!
- ・全ての区画に水道施設を完備しています!
- ・春は桜が綺麗です!

心配事を解決しましょう!

- ・田舎の墓終い。お骨をどうしよう。
- ・永代供養があると安心だな。
- ・子供には迷惑かけたくないな。
- ・維持費が大変じゃないかな。

公益財団法人 墓園普及会

【水曜定休】

千早赤阪メモリアルパーク
南河内郡 千早赤阪村水分 851 0721-72-1160

屋根工事・雨漏り補修・住宅リフォーム

お気軽に
お問い合わせ
ください!!



OS Co., Ltd.

株式会社 **オーエス**

屋根工事



雨樋工事



建築板金工事



☎ 0721-69-7318
FAX 0721-69-7350

建築板金工事・金物工事(般-30)第151022号

南河内郡河南町一須賀189-2

詳しくはWEBで! 株式会社オーエス 検索

公衆衛生の豆知識



出典:首相官邸ホームページ「ほかの人にうつさないために」

(https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html) より加工・編集して作成

正しいマスクの着用

1



鼻と口の両方を確実に覆う

2



ゴムひもを耳にかける

3



隙間がないよう鼻まで覆う

ライフサイクルインデックス

LIFE CYCLE INDEX

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広告

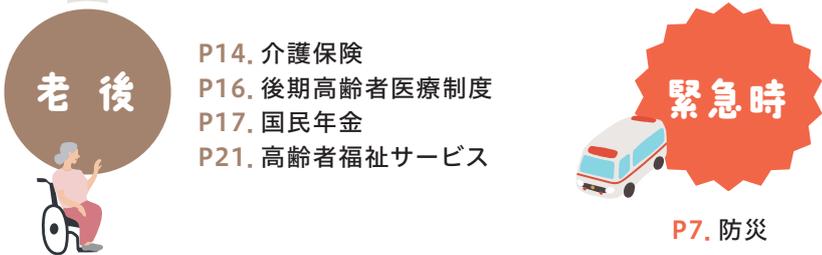
- P10. 出生届
- P13. 国民健康保険
- P22. 母子健康手帳
- P22. 妊婦健康診査
- P23. 予防接種
- P23. 子育て支援
- P23. 医療費助成制度
- P24. 認定こども園
- P24. 小学校・中学校
- P25. 学童保育
- P25. 就学援助制度



- P12. 税金
- P13. 国民健康保険
- P17. 国民年金
- P18. 各種健(検)診
- P25. 社会教育施設一覧
- P26. 上水道
- P27. 下水道
- P28. ごみ



- P9. 住民登録
- P10. 戸籍
- P10. 婚姻届
- P13. 国民健康保険
- P17. 国民年金



- P14. 介護保険
- P16. 後期高齢者医療制度
- P17. 国民年金
- P21. 高齢者福祉サービス

緊急時

P7. 防災

広告

信頼と実績

株式会社 **千福建設**

建築の事ならおまかせ下さい!

建築はもとより、土木工事他あらゆる分野に精通し今を造って創造します。

南河内郡千早赤阪村東阪179
☎(0721)72-0927

toto class
トトクラス株式会社

一住む人が自分らしく
ありのまま自由に過ごせる空間を—

新築工事・リフォーム工事・外構工事
解体工事・不動産売買・賃貸・仲介
富田林市喜志町 2-3-16 D&M ビル 1 階
TEL 0721-69-8988

トトクラス 富田林

心掛け 花一輪の 仏前に

墓地・墓石 づくり 百有余年 (南大阪霊園、やすらぎ霊園 龍泉寺霊園、富田林霊園 ご指定)

福田石材工業株式会社

代表取締役 筒井 京子 専務取締役 筒井 啓介

0120-23-1114

本店 富田林市 南大伴町 1丁目3番25号
堺店 堺市 東区日置荘田中町(高松墓地前)

富田林市 福田石材工業

＼ 私たちが暮らす ＼

村の概要

About the Chihaya Akasaka

人口・世帯数 (令和4年9月末日時点)

人口 4,912人

世帯数 2,267世帯

地勢

千早赤阪村は大阪府の南東部に位置し、金剛・葛城山地の主峰金剛山(標高1,125m)を隔てて奈良県御所市、五條市と隣接しています。面積は37.30km²で、大阪市内中心部までは直線距離で20~25kmに位置しています。

昭和31年9月30日に千早村と赤阪村が合併して、現在の千早赤阪村は生まれました。

大阪唯一の村、千早赤阪村は都市近郊で自然が多く、四季折々の表情を見せてくれます。

特に冬の金剛山には、多くの登山客が訪れ、1年で最も寒くなる1月から2月にかけて山頂付近は、しばしば「樹氷」で白く染まり、自然が生み出す芸術を楽しむことができます。

千早赤阪村は、心やすらぐ場所として多くの人に親しまれています。



千早赤阪村

村章

中央は村の象徴である金剛山で発展向上を示し、外輪は村訓である「和」を表現したものです。また、千早村と赤阪村の調和と発展を願い、千早の頭文字Cと赤阪の頭文字Aを図案化したものです。(昭和41年1月制定)



花 やまゆり



木 くすのき



村民憲章

わたくしたち村民は、金剛山の古い歴史と美しい自然の中に生きることを誇りとし、心と力をひとつにして魅力ある千早赤阪村をつくるため、この憲章を定めます。

- わたくしたち村民は、金剛山の峰々の緑を愛し、樹木を育て、恵まれた自然の環境を守りましょう。
- わたくしたち村民は、金剛山の谷間より流れる菊水の恩恵を感謝し、みんなのために、清潔な川であるよう心がけましょう。
- わたくしたち村民は、金剛山の里にある文化遺産を尊び、歴史を正しく理解し文化の創造につとめましょう。
- わたくしたち村民は、金剛山のふもとに広がる果樹園芸をより盛んにし、産業の振興発展にはげみましょう。
- わたくしたち村民は、たがいに助け合い、金剛山を訪れる人々にあたたかい気持ちで接し、みんなで和を広げましょう。

広告

大橋木材株式会社

千早赤阪村大字東阪160-4

☎72-0210(代) FAX 72-0782



取り扱い品目

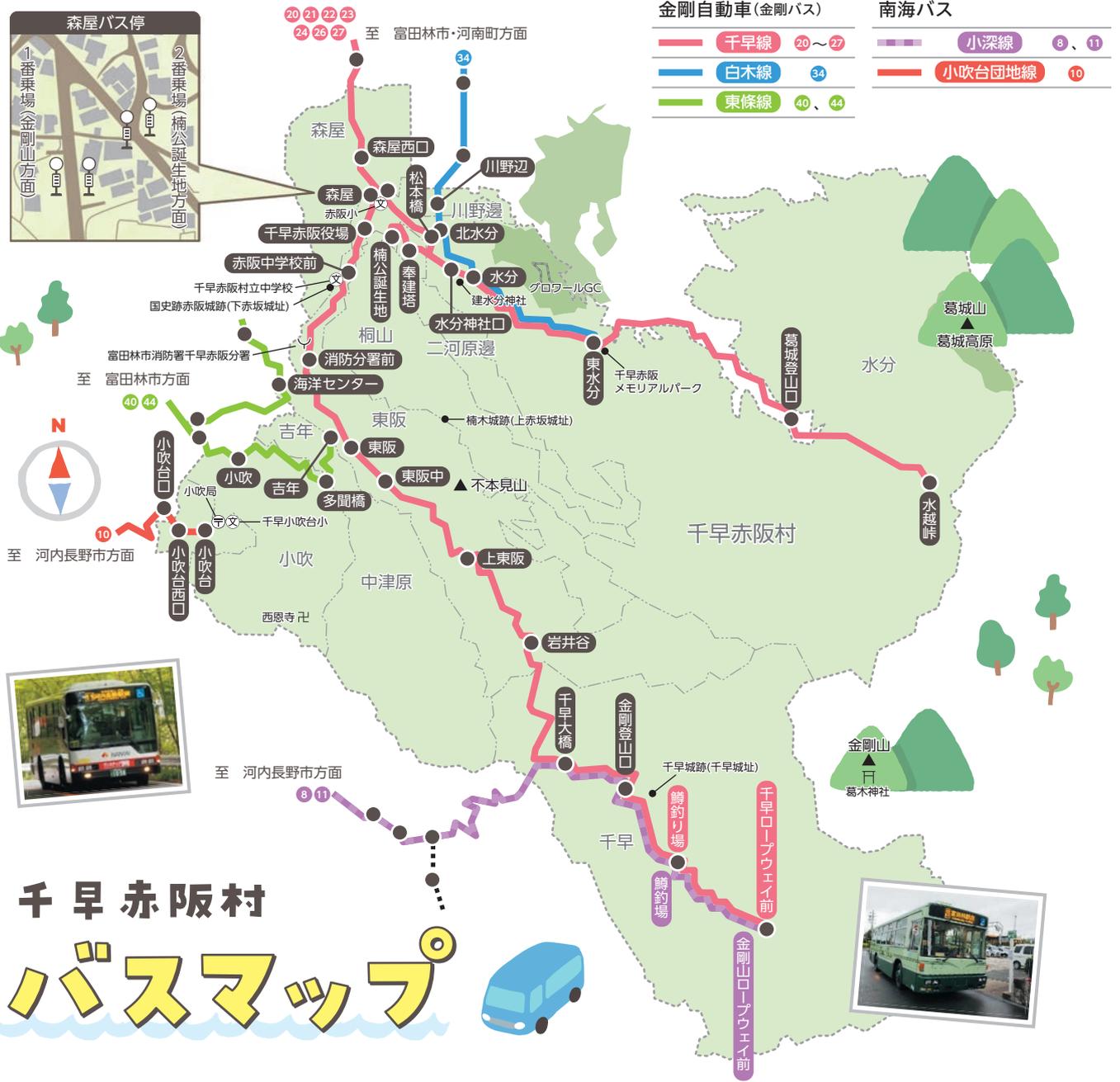
- 木材
- プレカット
- 合板
- フローリング
- 大阪産絵加工品
- 新建材
- コンビニ経営



ユニバーサルデザインで みんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。





千早赤阪村 バスマップ

路線バス		タクシー		
金剛自動車株式会社 (金剛バス) ☎ 0721-23-2287	南海バス株式会社 (河内長野営業所) ☎ 0721-53-9043	金剛自動車株式会社 (金剛タクシー) ☎ 0721-23-2300	近鉄タクシー株式会社 (富田林・河内長野エリア) ☎ 0570-06-9001	大阪第一交通株式会社 (富田林・河内長野エリア) ☎ 0721-53-2753

広告

車検 整備 钣金
新車 中古車販売
近畿運輸局認証整備工場

奥野モータース

河南町寛弘寺398-6
☎ 0721-93-4453

河南自動車

近畿運輸局認証工場
各種新車中古車販売
ブリヂストン販売店
SUZUKI代理店
AIG損害保険
東京海上日動火災保険

お任せください
のことなら
車検

1975年創業。
車検・点検
・修理など

TEL.0721-93-6206

河南町寛弘寺857-4 河南自動車 検索

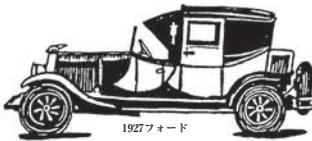
井上自動車工業

各種自動車

鈑金

整備

塗装



車検
クレジット

千早赤阪村中津原22-5

☎0721-72-0277

FAX0721-72-1338

家族の
絆
をつくる
家
づくり



お客様の暮らしに
少しでもお役に立てればと
親身になって、
工事をさせて頂いております。
小さな事で結構ですので
お気軽にご相談ください。

建築一式・リフォーム
総合建設業



金一ホーム

KANEICHI

千早赤阪村森屋 48-1

☎ 0721-72-1455

FAX 0721-72-7252

\\ 地元の物産が集う千早赤阪村の味わい //

村の特産品の販売

千早赤阪村には、四季折々のおいしい農産物があります。

金剛山から流れる美しい水で育ったお米、野菜はととも好評です。

ぜひお買い求めください！

道の駅「ちはやあかさか」



営業内容 午前9時～午後5時
(火曜日・年末年始は休み)

TEL 21-7557

みんなも
来てね！

一般社団法人
楠公史跡保存会
オリジナルキャラクター
「まさしげくん」



北野石油株式会社

農機具修理・LPガス取扱

もみすりもやっています

千早赤阪村森屋1017

☎ 0721-72-1080

FAX 0721-72-1875

お食事処 為軒

営業時間 11:30～13:30 / 17:30～21:00
定休日 水曜日

千早赤阪村水分338

☎0721-72-0165

村の文化財



なん こう たんじょう ち い せき
楠公誕生地遺跡

楠公誕生地遺跡は、平成2～3年にかけて「くすのきホール」建設に伴う発掘調査が行われ、二重の堀に囲まれた中世城館跡を確認しています。遺構の時期は14世紀頃で、楠木氏が活動していた時期と合致しているため、関連のある遺構と考えられます。遺物については縄文時代から中世にいたる遺物が出土していますが、遺物のほとんどが中世のものであり、多くの瓦器、土師器、国産陶器、輸入陶器がみられました。その多くは日用雑器でしたが、輸入陶磁器の青磁や白磁の多さが一般的な館でないことを物語っています。

現在この地には大久保利通が建立を命じ顕彰した石碑があります。その周囲には、建立当時に植えられたクスノキと大正時代にこの地を訪れた皇族お手植えのクスノキがあり、その区域は今も国有地となっています。

建水分神社

たけ みく まり じん じゃ



起源は古く、崇神天皇5年(紀元前92)、諸国が飢えた時に池や溝をつくって農業を進めた際、金剛山麓に水の神を祀ったことに始まると伝えられており、平安時代の書物『日本三代實録』や『延喜式一神名帳』にも社名が登場する古社です。

中世、後醍醐天皇の勅命により、楠木正成公が従来あった山下の場所から現在の山上に社殿を遷座、延元2年(1337)に神位正一位を賜ったとされています。明治33年に大阪府の神社建築として、初めて特別保護建造物(国宝)に、昭和25年に国の重要文化財に指定されました。

また、摂社の南木神社は、楠木正成公を祀る日本最古の神社で、湊川にて戦死された翌年の延元2年(1337)に創始されました。現社殿は昭和15年に官幣社建築に準じて設計再造営されたものです。

▼本社・本殿



▲本社・大鳥居



▲摂社・南木神社



不本見山

ふ も と み やま



不本見山は「一夜のうちにできあがった山」との言い伝えがある形の秀麗な山で、神様がいらっしゃる神体山、神奈備山などと呼ばれていました。そこには相撲を好む神様がいらっしゃるといわれ、秋祭宵宮の夜に「ヤーホ相撲」が奉納されています。

また、不本見山山頂にある不本見神社への階段を上がり手水舎奥の階段を降りたところに層塔があります。この層塔は、灯身には梵字のみならず仏像が彫られるなど大変珍しい塔ですが、凝灰岩という大変脆い材質のため保護の必要があるという意味を込めて、村指定文化財第1号となりました。



▶不本見神社層塔



国史跡赤坂城跡(下赤坂城址)・楠木城跡(上赤坂城址)・千早城跡(千早城址)

くに し せき あか さか じょう ち し も あか さか じょう ち

くすのき じょう ち し かみ あか さか じょう ち

ち は や じょう ち し ち は や じょう ち

千早赤坂村にある3つの国史跡は全て、鎌倉時代末から南北朝期に活躍した建武の中興の大忠臣・楠木正成公の築いた山城です。正成公は戦いのためには武略と智謀が重要であると考え、村全体を一つの城と見立てて戦いを繰り広げました。一番低い位置にある赤坂城跡は、太平記に出てくる最初の「赤坂城」(いわゆる下赤坂城)で、現在も残っている棚田を利用した山城です。村の中腹にある金剛山尾根上の楠木城は、下赤坂城落城後に武将・平野将監(ひらのしょうげん)を配して守らせた赤坂城(いわゆる上赤坂城)で、大変険しく攻め辛い山城でしたが、水の供給源を絶たれて落城しました。金剛山に最も近く尾根の頂点に立つ千早城跡は、三方を険しい谷に囲まれた自然の要塞です。水の補給源を確保し、城壁に蕨人形を立て並べる奇策などを講じた、正成公の武略と智謀の結集ともいえるこの城は、太平記によると100日間にも及ぶ激しい籠城戦にもかかわらず落城しなかった山城で、この戦いが鎌倉幕府滅亡の契機をつくりました。

▼赤坂城跡石碑



▲楠木城主郭(本丸)跡から

千早城跡ジオラマ

(村立郷土資料館展示)



広 告

日本全土の遺跡を発掘している文化財発掘会社



あなたのそばにも古代のロマンが…
 私たちは歴史を見つける会社です

埋蔵文化財発掘事業

- 分布調査 ■試掘調査 ■本調査 ■報告書作成 ■遺跡関係測量図化
- 空中写真撮影・測量 ■3Dデジタル測量 ■各種科学分析 ■遺物保存
- 石垣および石室修復・文化財保存移築 ■城郭整備・史跡公園整備

土木・建築

- 土木工事 ■水道施設工事 ■舗装工事 ■解体工事 ■建築工事

ホームページ

<https://www.shimadagumi.co.jp/>

E-mail

shimadagumi-eigyou@nifty.com

株式会社島田組

- 本社：大阪府八尾市弓削町南3丁目20番地2 ☎072-949-2410(代表)
- 本支店・営業所：東京/関東/大阪/沖縄/九州/東北/宮城/静岡/新潟/石川/福井/中部/三重/京都/奈良/神戸/鳥取/広島/大分/佐賀/長崎/熊本/鹿児島/宜野湾
- 整理棟：大阪



■本社社屋：みどりの街かど賞受賞



■整理棟

専門スタッフが常駐し効率よく整理業務がおこなえる専門棟です。



千早赤阪村周辺の医療機関



医院・診療所

内科・呼吸器内科・消化器内科

奥山診療所

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
AM9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○
PM4:30~8:00	○	○	○	○	○	○	○

午後の受付は7:40まで
富田林市若松町2-4-6 ☎20-3222

内科 リハビリテーション科

医療法人順心会

前田クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後 5:00~7:00	○	○	○	○	○	○	○

河南町神山269 ☎93-8850

眼科

ふくだ眼科

日本眼科学会・眼科専門医 福田さとり

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前9:30~12:30	●	●	●	●	●	●	○
午後3:00~6:00	●	○	★	●	○	○	○

★水曜午後3:00~5:00
河内長野市西之山町8-58 2F 駐車場有り
☎0721-52-0880
ふくだ眼科 河内長野市

歯科

歯科・小児歯科・矯正歯科

たき歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
AM 9:00~12:00	○	○	○	休	○	○	休
PM 2:00~7:00	○	○	△	診	○	△	診

休診日:木曜・日曜・祝日 最終受付時刻は1時間前迄
△水曜土曜はPM5:00まで
たき歯科医院 検索
富田林市常盤町15-11 ☎24-6241

歯科・小児歯科・歯周病予防

医療法人 真祐会

平尾歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00~午後 1:00	○	○	○	○	○	○	○
午後 3:00~午後 9:00	○	○	○	○	○	○	○

訪問診療 〇 〇 △ 〇 △ 〇 ×
https://www.hiraoshika.com
河内長野市三日市町56-18 ☎81-8148



耳鼻咽喉科

かきのき

柿木耳鼻咽喉科

院長 日本耳鼻咽喉科学会認定 耳鼻咽喉科専門医 柿木 裕史

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	○	○	○	○	○
16:00~19:00	●	●	○	○	○	○	○

祝日は休診です
河内長野市西之山町8-58 TEL.0721-50-4649

エレベーター設置にて、車いすの方も安心スムーズ

三谷歯科

院長 三谷 竜二

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
AM 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○
PM 3:00~7:30	○	○	○	△	○	△	○

河内長野市西代町9-1 △:往診
(NTT河内長野営業所裏) ☎53-8111

薬局・薬店

とよやま薬局

どちらの医療機関の処方箋でも受付致します。
配達も致します。

- 本店 富田林市山中田町1-4-16 ☎0721-35-5883
- サンプラザ店 富田林市山中田町1-6-33 ☎0721-26-2062 (サンプラザ店内)
- 河南店 河南町大字寛弘寺246-2 ☎0721-90-2693

気持ちよく眠りにつくために

① 寝る前にリラックスタイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの儀式」を自分なりに工夫してみましょう。



② 寝酒は不眠の元

寝酒は睡眠薬代わりにはなりません。少量なら麻酔作用で眠りやすくなるかもしれませんが、短時間で作用が切れ、目が覚めてしまうことも。慣れると量が増えて精神的・身体的問題が起こりやすくなります。また、飲みすぎると翌朝に疲れが残るものになります。



※ここは、有料広告掲載ページです。



防災・救急

防災情報

家族で防災会議を開こう！

地震や台風などの災害による被害を最小限に食い止めるためには、日ごろの備えが大切です。年に一度は家庭で防災会議を開き、家族みんなで防災対策について話し合しましょう。

家族の役割分担を決める

最寄りの避難場所と避難ルートを確認する

家族が離れ離れになったときの連絡方法を決める

消火器、バケツなど消火の備えをする

非常持ち出し品をチェックする

家の耐震化や家具などの固定をする

耐震診断・設計・改修費の補助制度

固 都市整備課

次の建築物について耐震診断費および木造住宅耐震設計費・耐震改修費などの一部を補助します。**要件がありますので事前に相談ください。**

補助対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された建築物

補助内容

- 耐震診断補助(限度額 5万円)
- 耐震改修設計、改修費用補助(限度額 50万円)
- 除却工事費用補助(限度額 40万円)

固 危機管理課・都市整備課

非常持ち出し袋を準備しよう！

非常持ち出し品を家族構成に合わせて必要最小限にまとめ、目に付きやすいところに置いて災害時に備えましょう。また、ときどき中身を点検して、使用期限などを確認することも大切です。避難所に避難する場合はこの袋を持っていきましょう。

⚠️ ポイント

- 数日間(1週間程度)を目安に、軽くてコンパクトなものを選びましょう！
- 持ち出しやすいようリュック(両手が使えるように)などに入れておきましょう！

食料品	飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品など
貴重品	現金(小銭)、預金通帳、印鑑、その他の重要書類
衣類など	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着など
安全対策	ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴など
日用品	手袋(軍手)、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシなど
あると便利なもの	ウェットティッシュ、マスク、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具など
その他	笛、携帯用カイロ、保険証コピー

他にも二次持ち出し品として長期保存可能な備蓄品を備えておきましょう。地震の直後は食品の確保が十分にできません。救助活動が受けられるまでの必需品は各家庭で備えておく必要があります。

被災直後の生活を支えるために、1人あたり数日間(1週間程度)の食料品や飲料水などを準備しておきましょう。

水は1人あたり1日3リットルが目安です。



防災・救急

広告



矢倉石油店



クルマを売るのも、買うのも、借りるのも、 エーワン

カーチェンジA1

●石油製品販売・配達

●灯油の販売・配達



●車買い取り・販売

●草刈りチェーンソー販売・修理

お気軽にご相談下さい！

千早赤阪村東阪 227-4

☎(0721)72-0502

FAX(0721)72-0070

上町断層帯

上町断層帯は、豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯。全体の長さは約42キロメートルで、ほぼ南北方向に伸びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層です。
断層帯の最新活動時期は、約2万8千年前～約9千年前の間と予想されます。平均活動間隔は8千年程度と考えられます。
上町断層帯全体が1つの区間として活動した場合、マグニチュード7程度の地震が発生すると推定されます。

南海トラフ

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域および土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートおよびユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。
この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震が「南海トラフ地震」です。南海トラフ地震は、おおむね100年～150年間隔で繰り返し発生していますが、その発生間隔にはばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られています。
昭和東南海地震および昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まっています。

災害用伝言ダイヤル(171)について

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。

171

をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。



災害用伝言板サービス

災害発生時などに、携帯電話を利用し安否情報を登録でき、携帯電話やパソコンから確認できます。



NTTドコモ

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

— 告 告 —

車検・一般整備・钣金 新車 中古車販売
東京海上日動火災保険代理店
お車と保険のことなら、お任せ下さい!

有限会社 **阪神自動車工業**

千早赤阪村水分3-1

TEL **0721-72-7060**

FAX **0721-72-7282**

KDDI:au

<http://dengon.ezweb.ne.jp/>

ソフトバンクモバイル

<http://dengon.softbank.ne.jp/>

土砂災害特別警戒区域内の移転・補強補助制度

土砂災害特別警戒区域内にある建築物に対し、住民自らが実施する移転対策、補強対策に対して補助制度を行っています。

補助対象経費

住宅の補強および土砂災害対策施設的设计・工事にかかる費用、住宅の除却などに要する費用および住宅に代わる住宅の建設・購入をするために要する資金

補助率および補助限度額

移転補助 ☒ 危機管理課

除却費など

●対象経費 危険住宅の除却などに要する費用1戸あたり97万5千円を限度

建設助成金

●対象経費 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)に要する住宅ローン利子相当分費用1戸あたり421万円を限度

※建物325万円、土地96万円を限度

補強補助 ☒ 都市整備課

設計費用

●対象経費(補強設計経費)の23パーセント
1棟あたり 最大15万1千円(設計費限度額 66万円)

工事費用

●対象経費(補強工事経費)の23パーセント
1棟あたり 最大75万9千円(設計費限度額 330万円)
※指定区域は村ホームページで確認できます。

緊急連絡先・公的機関・ライフラインなど

名称	電話番号
行政	
千早赤阪村役場	0721-72-0081
大阪府庁	06-6941-0351
富田林土木事務所	0721-25-1131
大阪管区气象台	06-6949-6304
富田林保健所	0721-23-2681
警察・消防	
富田林警察署	0721-25-1234
富田林市消防本部	0721-23-0119
富田林市消防署千早赤阪分署	0721-72-1755
ライフライン	
NTT(電話の故障に関する相談)	(市外局番なし)113
NTT(電話の新設・移転・各種相談)	(市外局番なし)116
関西電力羽曳野営業所	0800-777-8026
大阪ガス南部導管部総合受付	0120-394-817
大阪ガス南部導管部ガスもれ専用	0120-319-424
交通機関	
近畿日本鉄道富田林駅	0721-23-2014
南海電鉄河内長野駅	0721-52-2010
金剛バス	0721-23-2287
南海バス	0721-53-9043





届出・証明

住民票に関する届出・証明書

問 住民課

住民登録は、皆さんが千早赤阪村民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。住所や世帯に変更があったときは、忘れずに届出ください。

届出

届出の種類	いつ	だれが	届出に必要なもの
転入届	転入した日から14日以内		●前住所地の市区町村長が発行した転出証明書 （「転入届の特例」を利用する人については、「転出証明書」は発行されていません。マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードおよび暗証番号が必要です。）
転出届	あらかじめ転出前に行う。 できない場合は、転出してから14日以内（郵送可）	本人か同一世帯員 または代理人 （親子、兄弟姉妹でも、同じ世帯でないときは委任状が必要です。）	【共通】 ●代理人の場合は委任状 ●届出人の本人確認書類（下記参照） ●外国人住民の人は、特別永住者証明書または在留カードが必要です。 【別途手続きが必要なためお持ちいただくもの】 ●国民健康被保険証（加入者のみ） ●年金手帳（加入者のみ） ●介護保険被保険者証（加入者のみ）など
転居届 （村内の異動）	転居した日から14日以内		
世帯主変更届 世帯分離 世帯合併	変更した日から14日以内		

※上の表にない届出については、住民課まで問い合わせください。

証明書(有料)

証明書の種類	だれが	申請に必要なもの
住民票の写し （個人・世帯・除票）	本人か同一世帯員または代理人	●代理人の場合は委任状 ●窓口に来る人の本人確認書類（下記参照）
記載事項証明書		
住民票の写し （広域交付）	本人または同一世帯員	●窓口に来る人の本人確認書類（下記参照）

※同一住所に住んでいても、別世帯の人の証明書を請求するには委任状が必要です。

※提出先によって、本籍や続柄、マイナンバーなどを記載する必要がある場合がありますので、提出先に記載内容を確認してから請求ください。

※住民票の写し（広域交付）には本籍地の記載はできません。

窓口における本人確認について

住民票や戸籍に関する届出、証明書請求の際、窓口で本人や代理人を確認するための本人確認書類の提示が必要です。マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した顔写真付きのものなら1つ、健康保険証や年金手帳、医療受給者証などについては、2つ以上提示ください。※「通知カード」は本人確認書類として利用できません。

広告

集配可・完全手仕上げのクリーニング屋さん

CLEANING

集配無料!!

大黒屋

富田林市本町 3-18 ☎0721-23-2714

大黒屋クリーニング 富田林 検索

自社直営施工で無駄なコスト軽減

吹付 塗装 防水 リフォーム

末広塗装

PAINT A LIFE

○長く保つ仕事をいたします
○クレーム0ゼロの信頼をモットーとしております
○技術に自信あり
○ひとつひとつの工程を手を抜かずきっちりと施工
○リピーターが多い→安心のしるし

自宅の塗装工事完了をシミュレーションします

くわしくはホームページまで <http://www.suehrotosou.com/>

末広塗装

TEL 0721-33-2926 FAX 0721-33-2920

0120-842116

富田林市竜泉458

出生・婚姻・死亡など戸籍に変動があった場合には次のような届出が必要です。なお、戸籍は住民票と異なり、転入・転出手続きなどでは異動しませんので、千早赤阪村に住んでいても、本籍が千早赤阪村にない場合があります。戸籍に関する証明書は、本籍地の市区町村でしか発行できませんのでご注意ください。

届出書

種類	いつ	だれが	どこで	届出に必要なもの	注意していただきたいこと
婚姻届	届出日から法律上の効力が発生します。	夫・妻になる人	夫または妻になる人の本籍地または住所地(所在地)	●戸籍謄本(届出る市区町村に本籍がない人)	届出人の本人確認書類をお持ちください。証人(成人2名)の署名が必要
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)に届出ください。	父、母、父または母が届出できないときは同居者、出産に立ち会った医師または助産師	父か母の本籍地届出人の住所地(所在地) 出生地	●母子健康手帳 ●出生証明書	●生まれた子の名前に使える文字は常用漢字、人名用漢字またはひらがな、カタカナです。
死亡届	死亡または死亡の事実を知った日から7日以内に届出ください。	親族、同居者および故人が死亡したところの土地家屋の保有者または管理者	死亡者の本籍地死亡したところ届出人の住所地(所在地)	●死亡診断書	千早赤阪村内には火葬場がありませんので、事前に火葬場の予約を取ってから届出ください。死亡届を受理した時に埋火葬許可証を発行します。
離婚届	協議離婚は、届出日から法律上の効力が発生します。裁判離婚の場合は、成立日・確定日から10日以内に届出ください。	協議離婚のときは夫と妻 裁判離婚(調停・和解・認諾・審判・判決)のときは申立人	夫婦の本籍地届出人の住所地(所在地)	●戸籍謄本(届出る市区町村に本籍がない人) ●裁判離婚の場合は、調書・審判・判決の謄本および確定証明書	●協議離婚の場合は証人(成人2名)の署名が必要 ●離婚後も婚姻中の氏を称するときは別の届出が必要(3カ月以内) ●子を別の戸籍に入籍させるには家庭裁判所の許可+入籍届出が必要 ●届出人の本人確認書類

※土・日曜日、祝日、夜間に届出をする場合は、できるだけ前もって平日に連絡ください。
※上の表にない届出については住民課まで問い合わせください。

証明書(有料)

千早赤阪村に本籍がある(あった)人または同じ戸籍に記載されている(いた)人、または直系の尊属・卑属の人のみ請求できます。戸籍筆頭者の氏名・本籍地を申請書に記載いただきます。

証明の種類	いつ	だれが	どこで	請求に必要なもの
全部事項証明書(戸籍謄本)・ 個人事項証明書(戸籍抄本) 除籍謄本・抄本	平日 午前9時～ 午後5時30分	本人か同じ戸籍に記載されている(いた)人、直系の尊属・卑属またはその代理人	住民課窓口 (本籍地が他の市区町村の人は本籍地の市区町村役場へ)	●窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証などは1点、保険証など顔写真のないものは2点) ●代理人の場合は委任状(使用目的と提出先の記載が必要) ●相続などで親族の除籍・改製原戸籍が必要な場合は、記載されている人との関係がわかる書類(現在の戸籍謄本など)
改製原戸籍謄本・抄本				
戸籍の附票				
身分証明書		本人または代理人		

印鑑登録に関する届出・証明書

印鑑登録証明は、それぞれの市区町村が独自に条例で定めて行っているため、引越しなどで市区町村間の住所が異動した場合は、新たに登録が必要です。本人の印鑑であることの証明を受けた実印は、契約や不動産の登記などにおいて重要な役割を果たすものです。そのため、印鑑登録は本人が直接申請することが原則です。

印鑑登録(有料)

登録できる人	千早赤阪村に住居登録をしている15歳以上の人。ただし、要件により、登録できない場合があります。
本人が申請するとき(即日交付可能)	●登録する印鑑 ●窓口に来る人の運転免許証やパスポートなど、本人確認書類 ※官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類が提示できない場合は、ご自宅に照会書を郵送します。後日、回答書を持参いただかないと登録と証明発行ができません。
代理人が申請するとき	●登録する印鑑 ●委任状 ●代理人(窓口に来る人)の運転免許証やパスポートなど、本人確認書類 ※代理人申請の場合は、必ず本人に照会書を郵送します。後日、回答書を持参いただかないと登録と証明発行ができません。
登録できる印鑑	●大きさ 一辺が8ミリメートルの正方形より大きく、25ミリメートルの正方形より小さいもの ※材質がゴムなど、変形・変質してしまうもの、その他印影が不鮮明なものは登録できません。
登録手数料	300円

印鑑登録手帳	<ul style="list-style-type: none"> ●村章の入ったオレンジ色の手帳です。 ※窓口で印鑑登録証明書を申請する場合は、手帳がないと発行できませんのでご注意ください。
手帳の廃止・盗難など	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳の紛失、盗難にあったときは、ただちに届出ください。手帳には個別番号があるため、再発行できません。再度、窓口での廃止・登録手続きが必要です。 ●登録している人の死亡、転出などがあったときには自動的に登録は廃止されます。 ●婚姻などで氏名が変わった場合、変更前の氏名で登録しているときには自動的に登録は廃止されます。

マイナンバーカード(個人番号カード)

問 住民課

希望する人は、マイナンバーカード(個人番号カード)が取得できます。

申請について	<ul style="list-style-type: none"> ●初回発行手数料は、無料です。 ●郵送申請とオンライン申請があり、郵送申請の際には6カ月以内に撮影された写真が必要です。 ●郵送の場合、通知カードに付属の申請書を地方公共団体情報システム機構に提出ください。 ●申請書を紛失した場合は、連絡ください。住民登録のあるところに申請書を郵送します。
マイナンバーカードについて	<ul style="list-style-type: none"> ●カードには12桁のマイナンバー(個人番号)の他に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が表示されており、本人確認書類として利用できます。 ●電子証明書機能付きのカードは「e-Tax」など官公庁の電子申請が利用できます。電子申請の方法などについては、それぞれ所管の官公庁へお問い合わせください。 ●カードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日(発行時18歳未満の人は5回目の誕生日)までです。電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。
電話での問い合わせ	<p>【マイナンバー総合フリーダイヤル】(無料) 0120-95-0178/0120-0178-27(外国語対応:英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語) 平日午前9時30分～午後8時 土・日曜日、祝日午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードの紛失、盗難にあった場合はカードの一時利用停止をしていただきます。一時利用停止の申し込みは24時間365日受け付けていますので、上記へ連絡ください。

届出・証明

電話予約による証明書の休日交付

問 住民課・税務課

平日に役場窓口へ来られない場合、電話で担当課へ予約し、休日に証明書を受け取れます。

電話予約できる証明書	電話予約および受け取りできる人	受付日時	交付日時・場所	手数料	受け取りに必要なもの
住民票の写し	千早赤阪村に住民登録している人であって、本人または本人と同じ世帯の人。 ※同じ住所でも、別世帯であれば予約および証明書を受け取れません。	平日 午前9時～午後5時 受取予定日の8日前から予約できます。	土・日曜日、祝日(年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 役場本庁(警備員窓口)	1件につき300円 ※軽自動車税納税証明書(継続検査用)は無料です。	受け取る人の本人確認書類(運転免許証、パスポートまたは個人番号カードなど)
課税所得証明書・軽自動車税納税証明書(継続検査用)	本人または本人と同居の親族				

住民票の写しなどの本人通知制度

問 住民課

第三者による住民票の写しなどの取得があった場合、請求・交付があったことを通知する制度です。なお、この制度の利用には、あらかじめ登録が必要です。

どんなときに通知するのか	住民票の場合は、本人または同一世帯以外の人申請・交付を受けたとき 戸籍の証明書の場合は、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている人、直系の尊属、卑属の人以外の人申請・交付を受けたとき ※官公庁による公用請求があったときは通知されません。
何を交付したときに通知するのか	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票の写し(除票も含む) ●住民票記載事項証明書 ●全部事項証明書(戸籍謄本) ●個人事項証明書(戸籍抄本) ●除籍謄本・抄本など ●戸籍記載事項証明書(除票も含む) ●戸籍の附票(除籍の附票も含む) ※登録者本人以外の人に関する個人証明書が交付されたときは通知されません。
通知の方法および内容	<ul style="list-style-type: none"> ●通知の方法…登録された本人(または法定代理人)に封書にて通知します。 ●通知の内容…事前登録をした人の住民票などを本人の代理人または第三者に交付した場合に、交付年月日、交付種別、交付枚数、請求者種別を通知します。
登録方法	本人が運転免許証やパスポートなど、本人確認をするための身分を証明できるものを持って、申請ください。 ※代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
登録手数料	無料
交付事実証明書の発行	交付した事実の証明が必要であれば、申請により証明書を交付します。
交付事実証明書に記載する内容	<ul style="list-style-type: none"> ●交付年月日 ●交付した証明書の種別 ●交付した通数 ●請求者の種別 ●自己の代理人である場合はその氏名および住所
交付事実証明書発行手数料	300円
注意事項	この制度は第三者への交付を停止するものではありません。



税金

税のおもなもの

税務課

種類	納税義務者	備考
普通税	住民税(村民税・府民税)	●1月1日現在、村内に住所がある人で、前年中に所得があった人 ●1月1日現在、村内に事務所・事業所または家屋敷を所有する人で、村内に住所がない人 税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出ください。ただし、給与収入のみのサラリーマンや所得税の確定申告をした人は、申告の必要はありません。 ※年金所得者で確定申告をされず住民税が課税されている人は、住民税の申告により税額が低くなる可能性があります。
	固定資産税	1月1日現在、村内に土地、家屋、償却資産を所有する人 固定資産課税台帳は課税決定後に縦覧期間(毎年4月1日から第1期納付期限まで)があります。 なお、事業用償却資産の所有者は1月31日までに申告ください。
	軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む。)を所有する人 身体に障がいがある人などが所有し、本人や家族などが運転する車の税金は免除される場合があります。

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車・軽自動車などを所有している人(または使用者)に対して課税されます。車両を業者に売り渡したり、友人に譲ったなど、車両が手元に無くても、廃車の手続きが完了していない場合には、継続して税金がかかります。すみやかに手続きを行ってください。税額は車種により次のとおりです。

二輪

種別	標準税率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50ccを超え90cc以下	2,000円
	90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円
軽自動車	二輪(125ccを超え250cc以下)	3,600円
	二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	6,000円

軽自動車の廃車、名義・住所変更

- 軽四輪・軽三輪
軽自動車検査協会和泉支所 ☎050-3816-1842
 - 軽二輪・二輪小型
和泉自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2060
- ※その他原付、小型特殊自動車などは、税務課まで

四輪など

種別	課税区分	標準税率		重課税率
		平成27年3月31日以前に登録されたもの	平成27年4月1日以降に登録されたもの	最初の新規検査から13年を経過したもの
四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

※軽自動車税は、年の途中で廃車にしても月割還付はありません。

※表に記載の税率は、令和4年5月1日時点の標準のものです。

納付

税務課

納付は口座振替が便利!

下記の金融機関で口座振替ができます。
りそな銀行 / 三菱UFJ銀行 / 三井住友銀行 / 関西みらい銀行 / 大阪南農業協同組合 / ゆうちょ銀行(郵便局)
また、村税は全国の主要コンビニ・スマホ決済などで納付できます。
(365日24時間OK)

納付に困ったとき

特別な事情があって納期内に納めることができない場合は、税務課へ相談ください。

村税の納期

月	村・府民税	固定資産税	軽自動車税
4月			
5月		第1期	全期
6月	第1期		
7月		第2期	
8月	第2期		
9月		第3期	
10月	第3期		
11月		第4期	
12月	第4期		
1月			
2月			
3月			

※納期限は各月の末日です。
原則として末日が土・日曜日、祝日の場合は、翌月最初の平日です。



国民健康保険とは

問 住民課

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき安心して医療が受けられるように、みんなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費は皆さんが納めた国保料と、国・府などからの補助金で賄われています。

加入の対象者

職場の健康保険に入っている人、生活保護を受けている人、および後期高齢者医療制度で医療を受けている人以外の人は国保に加入しなければなりません。国保の広域化にともない、大阪府が千早赤阪村と共に国保制度の運営を担うことになりました。

国保に加入している人の例

- お店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- 3カ月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の人(医療滞在ビザで入国した人などは除く)

国保に加入するとき(14日以内に住民課へ届出ください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村から転入したとき	● 他の市町村の転出証明書
他の健康保険の資格を喪失したとき 社会保険の扶養家族をはずれたとき	● 他の健康保険の資格喪失証明書またはそれに代わる資格が喪失した事がわかる証明書類
生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳など

国保をやめるとき(14日以内に住民課へ届出ください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村へ転出するとき	● 保険証
他の健康保険に加入したとき	● 保険証 ● 新しく加入した健康保険証
生活保護を受けはじめたとき	● 保険証 ● 保護開始決定通知書
死亡したとき	● 保険証 ● 葬儀の領収書

主な給付

項目	内容
出産育児一時金支給	村国保に加入している人が出産したとき原則42万円を支給します。妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産でも支給します。
葬祭費支給	村国保に加入している人が死亡したとき、葬儀を行った人へ葬祭費を支給します。
高額療養費	同じ月内の医療費が限度額を超えた分を高額療養費として支給します。対象者には、お知らせ通知を送付します。限度額は、所得区分によって異なりますので、あらかじめ申請することによって「限度額適用認定証」などが交付されます。この認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払が限度額までとなります。〔「限度額認定証」などは交付できない場合があります〕
高額介護合算療養費	1年間にかかった高額医療費と介護サービス費を合計し、世帯の限度額を超えた額を支給します。対象者には、手紙で案内します。(高額医療・高額介護合算制度は、通常8月1日から翌年7月31日を1年間として計算されます。この間に被用者保険(社会保険など)から変わった人には、手紙による案内は送られません。)
療養費	保険証を持たずに病院にかかったときや医師が必要と認めた補装具を作ったときなどに、保険負担分を支給します。
特定健康診査	村国保に加入している40歳～74歳の人を対象に、生活習慣病を予防し、医療費の抑制を図るため、無料で特定健康診査を行っています。
特定保健指導	特定健康診査の結果により保健師・栄養管理士が個別に無料で健康づくりを支援します。対象者には案内を送付しますので利用ください。
人間ドック補助	人間ドックを受診される村国保の加入者、30歳～74歳の人を対象に、検査費用の7割を補助しています。(40歳未満の人の脳ドックの補助はしていません。)

詳しくは住民課まで問い合わせください。



介護保険

介護保険の保険者

問 福祉課

保険者(運営者)

介護保険制度を運営するのは市町村です

- 要介護認定を行います。
- 介護保険サービスの確保・整備をします。
- 第1号被保険者の保険料の賦課・徴収を行います。

介護保険を利用するための手続き

問 福祉課

介護保険の利用には申請が必要です。

1申請

申請は、本人または家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険被保険者証
 - 健康保険被保険者証
 - マイナンバーカードまたは個人番号が分かるもの
- ※ かかりつけの医師名と病院名も申請時に必要です。

2訪問調査

申請した人の心身の状況などを調べるため、千早赤阪村地域包括支援センター職員または村から委託を受けたケアマネジャー(介護支援専門員)が訪問調査をします。

3審査判定

訪問調査票や主治医の意見書をもとに、専門家で構成される「介護認定審査会」で審査・判定します。

介護保険サービスを利用した場合

サービスの利用料は所得に応じ自己負担します

自己負担が著しく高額になり、一定額を超えた場合は申請により払い戻されます(高額介護サービス費)。

4認定

判定に基づいて、要介護度(非該当、要支援1・2、要介護1~5)を認定し、申請者に認定結果を通知します。

5ケアプラン作成

要介護認定を受けた人は、ケアプランに基づき介護保険サービスを利用できます。要支援1、2と認定された人は地域包括支援センターの担当者へ、要介護1~5と判定された人は居宅介護支援事業所を選び、事業所のケアマネジャーへケアプラン作成を依頼します。



保険・年金

広告



グループホーム
ゆめのうち
夢野家
要支援 2 要介護 1~5

〒585-0041 南河内郡千早赤阪村水分593-1
TEL/FAX 0721-72-0888
e-mail:yumenouchi@eto.eonet.ne.jp
http://www.eonet.ne.jp/yumenouchi



広告

株式会社 千早銘木

おおさか材認定事業者 第30号
社) 全国宅地建物取引業保証協会 正会員
社) 大阪府宅地建物取引業協会 正会員
大阪府知事(4)第53465号
建設業許可大阪府知事認可(般-3)第137435号

- 南河内優良木材生産、加工、販売
- プレカット、銘木、集成材、新建材販売
- 木造、鉄骨住宅設計、施工
- 住宅・店舗リフォーム・増改築
- 不動産販売・仲介
- 古民家再生・物件紹介/田舎暮らし応援



お気軽に
お立ち寄りください!

〒585-0052
大阪府南河内郡
千早赤阪村中津原 806 番地
TEL / 0721-70-2111
FAX / 0721-70-2112
Email:chihayameimoku@zeus.eonet.ne.jp

千早銘木

検索

地域包括支援センターでは保健師、ケアマネジャーなどが中心となり、高齢者の在宅での生活を支えるため、総合的な支援を行います。

高齢者の相談窓口

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要な支援につなげます。

要介護(要支援)認定申請の代行

介護が必要な人の要介護(要支援)認定の申請代行を行います。

ケアプランの作成とサービス調整 (介護予防ケアマネジメント)

「要支援1・2」の人や介護が必要となる恐れのある人を対象に、ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成、サービス提供事業者との連絡調整を行います。

高齢者の権利を守る(権利擁護支援)

高齢者虐待への対応・成年後見制度の活用を支援することなどにより、高齢者の権利を守ります。

ケアマネジャーや関係機関との連携 (包括的・継続的ケアマネジメント支援)

高齢者の心身の状態やその変化に合わせて必要なサービスが提供されるように、ケアマネジャーへの支援や医療機関など関係機関との調整を行います。

認知症初期集中支援チーム

オレンジチーム(認知症初期集中支援チーム)とは?

オレンジチームとは、認知症サポート医と医療・介護の専門職がチーム員となり、認知症の「早期発見・早期支援」を目指して活動する認知症専門チームです。

対象者

在宅生活をしている、40歳以上の認知症が疑われる人、または認知症の人で、以下のいずれかに該当する人

- 医療サービスや介護サービスを利用していない人
- 認知症の症状が強く、どのように対応したらよいのか困っている人

どのようなことをするの?

チーム員がご自宅に訪問し、本人または家族の心配なこと、困っていることなどの話を伺います。専門医療機関や介護サービス事業者などと連携し、地域で安心して生活できるよう、包括的・集中的に支援します。



保険・年金

広告

お家のリフォーム全般 介護保険を使ったリフォーム承ります

見積無料!

(株)ホームサービスヤマダ

住まいの便利屋

チヨット人手が欲しい時・困った時 真心サービスの地元業者へ
大工さんのいる便利屋です!(耐震工事もOK)

即参上!!

- 手すり取付 ●バリアフリー工事からタナ板工事
- 吹付・防水・増改築工事 ●ペンキ塗り ●クロス張替
- テラス・バルコニー取付 ●草刈 ●家具移動 ●空き家管理
- 古屋のリノベーション ●マンションの定期点検
- 不動産売買・賃貸・管理・買取り

見積無料!

困ったら...どんな小さなことでも...とにかくお電話!!

河内長野市汐ノ宮町3-7 ☎ **0120-52-6662**

MATSUO KOMUTEN 総合建設業・宅地建物取引業全般

株式会社 松尾工務店

事業内容

新築工事 / リフォーム工事 / 店舗工事 / 外構工事 / 塗装工事
建築工事全般 / 屋根工事 / 防水工事 / 不動産売買

Instagram お気軽にお問い合わせください

〒584-0054 富田林市甘南備 1214 の甲
TEL:(0721)35-6888 FAX:(0721)35-5888

MTO.KOUMUTEN

CHIHAYAMEIMOKU 千早銘木

原木と空

鶴見区シェアハウス
写真: ©2018 富田英次

古民家

後期高齢者医療制度

問 住民課

大阪府後期高齢者医療広域連合(資格に関すること ☎06-4790-2028)
(給付に関すること ☎06-4790-2031)

75歳以上の人(65歳~74歳の人で一定の障がいがあると認定された人を含む)は、後期高齢者医療制度に加入し、医療給付などを受けることになります。

※後期高齢者医療制度の運営は、「大阪府後期高齢者広域連合」が行います。
広域連合は、被保険者証の交付など、被保険者の資格管理や保険料の決定、医療費給付などを行い、住民課では各種申請の受付や保険料の徴収業務などを行います。

手続き	●75歳になる人:手続き不要(自動的に加入します。)
	●65歳~74歳の人で一定の障がいがある人:住民課で申請が必要です。
	※生活保護を受給している人は後期高齢者医療制度の被保険者になれません。

保険料	●一人ひとりに保険料が発生し、被保険者の前年中の総所得金額などから算出します。
	●保険料の納付は原則、特別徴収(年金からの自動お支払い)です。
	●年齢到達した人は、しばらくの間、普通徴収(納付書での窓口納付や銀行口座からの引き落とし)です。
	●介護保険について特別徴収を行っていない人や、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計金額が、受給している年金額の2分の1を超える人などは特別徴収の対象とならず、普通徴収で保険料を納めていただきます。
	●申請により、特別徴収を普通徴収に変更できます。 ※詳しくは住民課まで問い合わせください。

※被保険者証を紛失された場合は再発行しますので、住民課まで問い合わせください。

被保険者(後期高齢者医療制度の対象者)

- 75歳以上の方は、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。
- 65歳~74歳の人で一定の障がい認定を受けている方は、後期高齢者医療制度への移行を希望する場合、申請が必要です。

お医者さんにかかるとき

医療機関での自己負担割合は、一般の世帯は1割、一定以上の所得がある人のいる世帯は2割、現役並み所得者がいる世帯は3割です。

一定以上の所得がある人とは、世帯内の75歳以上の人などのうち住民税課税所得(前年中の所得)が28万円以上の方がいて、かつ世帯に75歳以上の人が、1人の場合は年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上の人、2人以上の場合は同合計が320万円以上の人をいいます。

また、住民税が課税される所得額(各種所得控除後の所得額)が145万円以上の人は3割負担ですが、1割または2割負担に変更できる場合があります。

※令和7年9月30日までは、2割負担の人は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります(入院の医療費は対象外)。

詳しくは住民課もしくは大阪府後期高齢者医療広域連合に問い合わせください。

3割負担から1割または2割負担に変更できる場合

- ①同一世帯に被保険者が1人の場合…被保険者の収入額が383万円未満のとき
- ②同一世帯に被保険者が複数いる場合…被保険者全員の収入額合計が520万円未満のとき
- ③同一世帯に被保険者が1人、かつ、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合…被保険者本人の収入額が383万円以上の場合で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の人の収入額合計が520万円未満のとき

限度額適用・標準負担額減額認定証について

- 低所得Ⅱ・Ⅰと判定された人は、「限度額適用・標準負担額認定証」が発行できます。
- 現役並み所得者Ⅱ・Ⅰと判定された人は「限度額適用認定証」が発行できます。
- 発行することにより、医療費が高額になった場合、自己負担額を軽減できます。
- 発行せずに、医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた差額分が払いもどされます。

広告



社会福祉法人 一梅会

特別養護老人ホーム 千早赤阪春の家
Tel.0721-70-2525

特別養護老人ホーム 定員 68名
短期入所施設 定員 10名
デイサービスセンター 定員 40名
ヘルパーステーション
ケアプランセンター
診療所

ケアハウス 春の家(軽費老人ホーム)
Tel.0721-33-2940

定員一般 20名
定員特定 30名





国民年金

国民年金

☎ 住民課・天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531(代)・堺東年金事務所 ☎072-238-5101(代)

国民年金の制度・加入者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。65歳になったときや病気やケガで障がいの状態になったときなどに、基礎年金を支給し、生活の安定を図ることを目的に国が年金を支給する制度です。加入する人(被保険者)は、保険料の納め方の違いにより次のように分けられます。

第1号被保険者

農林漁業や自営業、自由業、学生などの給与所得者でない人、また、サラリーマンであっても厚生年金などに加入していない人。保険料は、銀行、郵便局、コンビニなどで納めます。

第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している人(会社などに勤めるサラリーマン)。保険料は給料から天引きされます。

第3号被保険者

第2号被保険者の扶養になっている配偶者(保険料は、配偶者が加入している年金制度がまとめて負担するので、扶養になっている配偶者が納める必要はありません)。

希望で加入する人(任意加入被保険者)

- 60歳以上で年金の受給期間を満たせない人、または保険料納付期間が少ないため少額の年金しか受けられない人などは65歳まで加入できます。
- 20歳以上60歳未満で海外に居住している日本人で希望する人。
- 納め方は、口座振替が原則です。

納め方

納付書を利用して銀行、郵便局、コンビニなどの窓口で直接納められます。また、預金口座から引き落とす口座振替・クレジットカード納付は、納め忘れがなく便利です。

口座振替の手続きには、次のものがが必要です。

- ①口座振替依頼書
- ②通帳・届出印

免除

第1号被保険者の人で、病気や失業、風水害、営業不振などで所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人は、免除申請を行えます。特に20歳になった学生は、「学生納付特例制度」を利用できます。免除された特例期間については、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納められます。また、未納期間について最大で2年1カ月さかのぼって申請できます。申請書は住民課または年金事務所に提出ください。日本年金機構の審査に2、3カ月かかります。それまでの間、保険料納付の催告状などが送付される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

受給資格期間

これまでは受給資格期間が25年でしたが、10年(120月)以上あれば、年金を受け取れるようになりました。

国民年金の届出

☎ 住民課

役場で行う届出(第1号被保険者の届出)

届出するとき	必要なもの
会社をやめたとき	年金手帳(基礎年金番号通知書)、退職日や不要の認定がはずれた日を証明するもの(離職票、資格喪失証明書など)、本人確認書類(運転免許証など)
配偶者の扶養からはずれたとき 配偶者が会社を辞めたとき	
氏名が変わったとき 転入してきたとき(村内で転居したとき)	手続きは不要です。
海外転入・海外転出するとき	年金手帳(基礎年金番号通知書)、本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーカードまたは個人番号が分かるもの(異動手続きとともにに行います)
死亡したとき	年金手帳(基礎年金番号通知書)、本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーカードまたは個人番号が分かるもの、戸籍謄本など
学生特例納付を申請したいとき	学生証(有効期限が記載されているもの)

勤務先で行う届出(第2・3号被保険者の届出)

届出するとき	
●会社員や公務員になったとき ●会社員や公務員に扶養されるようになったとき(配偶者の勤務先) ●配偶者が20歳になったとき ●住所・氏名が変わったとき	など



保険・年金

健康

大人の健康

健康課

健(検)診

住民の皆さんを対象に健(検)診を実施しています。年に1度は健(検)診を受けましょう。

健診名	対象者	費用	集団検診	個別検診(医療機関)
肺がん・結核検診	X線検査:40歳以上の人	無料	○	○
胃がん検診	バリウム検査:40歳以上の人 内視鏡検査(胃カメラ):50歳以上の人、2年毎の受診	無料 2,000円	○ (バリウム検査のみ)	○
大腸がん検診	40歳以上の人	無料	○	○
乳がん検診	40歳以上の女性、2年毎の受診	無料	○	○
子宮頸がん検診	20歳以上の女性、2年毎の受診	無料	○	○
成人歯科健診	4月1日現在で40・50・60・70歳の人	無料	-	○
骨粗しょう症検診	4月1日現在で40・45・50・55・60・65・70歳の女性	無料	-	○
肝炎ウイルス検査	40歳以上の人	無料	-	○
特定健康診査	40歳～75歳未満の国民健康保険加入している人	無料	-	○
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療に加入している人	無料	-	○
基本健康診査	40歳以上の人で生活保護世帯などの人	無料	-	○
追加項目健診	富田林医師会管内で医療保険者の行う健康診査を受診する人	無料	-	○

健康相談

事業名	対象	内容
個別健康相談	村民	保健師による病気、介護などに関する個別相談
個別健康栄養相談	村民	保健師、管理栄養士による食事療法などに関する個別相談
個別歯科相談	村民	歯科衛生士による歯科に関する個別相談
いのちの相談(無料弁護士相談)・保健師こころの相談	村民	自殺対策として、弁護士による借金・家庭・労働問題などの法律相談 同日に希望される人に保健師による身体やこころの健康相談
個別禁煙相談	村民	禁煙プログラムに沿って行う保健師による禁煙に関する個別相談

健康教室

事業名	対象者	内容
健康教室	64歳以下の村民	健やかな生活を送れるように食事や運動をサポートする教室

予防接種(一部負担金が必要です。)

種別	対象年齢
インフルエンザ	①接種日に65歳以上の人 ②60歳～65歳未満で心臓・じん臓・呼吸器の障がいのある人のうち、接種を希望する人
肺炎球菌	65歳以上の未接種者に対して生涯1回のみ助成

広告



医療法人優社
せきやデンタルクリニック
 歯科 小児歯科 矯正歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:30～13:00	●	●	●	●	●	●	/
14:30～20:00	●	●	●	/	●	★	/

★土曜午後14:00～17:00 富田林市小金台2丁目1-33
 ご予約お問い合わせは ☎0721-40-1182
<https://www.sekiya-dc.jp/>

駐車場 12台あり



森田歯科クリニック
 歯科 小児歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:30～12:30	●	●	●	/	●	★
15:00～20:00	●	●	●	/	●	★

★印の土曜日は 9:00～12:00 13:00～18:00
 受付は、各診療終了の30分前までです
休診日 木曜・日曜・祝日
 富田林市宮甲田町1-11
 ☎0721-25-4008
<http://www.k-morita-dc.com>

医療機関

休日・夜間の医療機関など

名称	連絡先・時間など	
休日診療	内科・歯科 (歯科は午前のみ)	富田林市立休日診療所 ☎28-1333 富田林市向陽台1-3-38 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
	小児科	富田林病院 ☎29-1121 (代表) 富田林市向陽台1-3-36 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
小児夜間救急 (当番病院紹介)	富田林市消防署 ☎23-9919 (当番病院紹介専用ダイヤル) 午後8時～翌朝8時 土・日・祝・年末年始は午後4時から	
救急安心センター おおさか	#7119または☎06-6582-7119 24時間対応	
大阪府小児救急電話相談 (受診するかどうかの 判断の参考に)	#8000または☎06-6765-3650 午後8時～翌朝8時	
大阪府救急医療情報セ ンター(各科医療機関 の診療状況照会)	☎06(6693)1199 24時間対応	
「こどもの救急」ホーム ページ(受診するかど うかの判断の参考に)	http://kodomo-qq.jp/	

村国保診療所の診療曜日

	診療時間	月	火	水	木	金
村国民 健康保険 診療所 (保健センター内) ☎72-0038	午前9時～正午 (最終受付:午前11時30分)	○	○	○	○	○
	午後1時～3時			訪問診療 予防接種		
	午後3時～4時30分 (最終受付:午後4時15分)		○	○		
	午後4時30分～6時30分 (最終受付:午後6時15分)	○			○	
千早診療所 (千早地区) ☎74-0240	午後2時～3時30分 (最終受付:午後3時15分)	○			○	

※火・水曜日の午後1時～3時は訪問診療、予防接種(事前予約制)のみです。

●送迎や訪問診療を希望の人は気軽に相談ください。

千早赤阪村社会福祉協議会

☎72-0294

千早赤阪村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する事業を行うことを目的とする団体として、社会福祉法に位置付けられており、公共性を有する民間の社会福祉団体です。地域の皆さんのほか、福祉団体、施設、関係機関などと協力し合い、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活できる「福祉のむらづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

小地域ネットワーク活動推進事業

地区福祉委員会を基盤として、援護を必要とする人一人ひとりを対象に、地域住民が中心となり保健、福祉、医療の関係者と協働してすすめる「支え合い」「助け合い」活動です。

地域の高齢者、障がい(児)者、および子育て中の親子などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い助け合い活動を展開し、地域における福祉の啓発と住みよい福祉のむらづくりを進めています。

日常生活自立支援事業

知的障がい、認知症、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人を対象に、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などの支援を行っています。

在宅福祉推進事業

配食サービス

ひとり暮らしの高齢者世帯などに対し、お昼に配食サービスを行っています。

車イスの貸し出し

村内に在住している車イスが必要な人に短期間(最大3カ月)、無料で貸し出しています。

車イス送迎車の貸し出し

車イス利用者を1人乗せて走行できる送迎車を無料で貸し出しています。(燃料費のみ自己負担)

広 告

内科・小児科・ヒフ科・リハビリテーション科

小吹台 植田診療所

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前診 9:00～12:00	●	●	●	● 整形	●	●
午後診 16:30～19:00	●	●	/	● 糖尿	●	/

- ◇日曜・祝日および水曜・土曜の午後は休診です
- ◇毎週木曜の午前は整形外科、午後は糖尿病の診察も行っていきます
また、第3火曜の昼は予約制で腹部エコーの診療を行っております
- ◇火・水・木・金の午前に送迎サービスがあります

千早赤阪村小吹68-831 TEL(0721)72-1362



医療法人 やすらぎ会



ボランティアセンター運営事業

ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターは、ボランティアに関するさまざまな相談窓口です。

ボランティア活動の紹介や情報提供、ボランティア活動の支援、ボランティア保険の加入手続きなどを行っています。

ボランティア連絡会の活動援助

ボランティア講座の開催

ボランティア入門講座や研修会などを開催しています。

学童・生徒のボランティア活動普及事業

学校での福祉教育・ボランティア活動の啓発と推進に努めます。

生活福祉資金貸付事業

●福祉資金・教育支援資金 ●緊急小口資金など
低所得者、失業者、高齢者および障がい者の人などの世帯を対象に、安定した生活を営むために一定期間必要な資金を低利でお貸しする貸付制度です。
※貸付制度については、それぞれ対象となる世帯、貸付条件などが違いますので、問い合わせください。

心配ごと相談・児童相談事業

身近な悩みごと、生活、家庭問題や福祉に関する幅広い相談を受けます。(秘密厳守、相談無料)

いきいきネット相談支援センター

介護や子育てなど、さまざまな悩みを抱えている人の、あらゆる相談に社協の専門員(コミュニティソーシャルワーカー)が応じ、その人一人ひとりに合った福祉サービスの紹介や専門機関へのつなぎ・見守りなど、関係機関や地域の人々とつながりを持ちながら問題解決を進めていきます。

募金運動推進事業

日本赤十字社・赤い羽根共同募金・歳末助け合い共同募金の募金活動を推進しています。

障がいがある人へ

手帳の交付

福祉課

身体障害者手帳

疾病や事故などにより、身体に一定以上または永続する障がいのある人が、医療給付、補装具費の支給、施設の入所など、各種の福祉サービスを受けるときに必要です。

対象 次の障がいがある人が法の定める等級に該当する人

- ①視覚障がい
- ②聴覚・平衡機能障がい
- ③音声・言語・そしゃく機能障がい
- ④肢体不自由
- ⑤内部障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝臓機能障がい)

療育手帳

一貫した指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするために交付されます。

対象 知的障がいがある人

精神障害者保健福祉手帳

各種の支援サービス、税金の優遇制度などが受けられます。

対象

精神疾患のある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活、または社会生活への制約がある人

重度障がい者医療費助成制度

住民課

対象

助成対象者	所得制限
・身体障害者手帳1、2級の人 ・重度の知的障がい者 ・中度の知的障がい者で身体障害者手帳を持っている人 ・精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人 ・特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証を持っている人で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当の人	制限あり

助成内容

通院(訪問看護を含む)および入院(食事療養費は含まない)にかかった医療費(保険診療に限る)の自己負担額の一部を助成します。

大阪府内の医療機関にかかる時、健康保険証とともに「重度障がい者医療証」を提示すれば、自己負担額が1医療機関あたり入・通院各500円/1日になります。

詳しくは問い合わせください。

障がいがある人の福祉・医療サービス

福祉課

障がい者自立支援

福祉サービスや障がいにかかる公費負担医療を提供します。サービスによって対象者や費用が異なります。また、難病などを有する人も以下のサービスの対象です。

自立支援給付

介護給付

- 居宅介護(ホームヘルプ)**
居宅における入浴、排泄、食事の介護などを行います。
- 重度訪問介護**
居宅および外出時の介護などを提供します。
- 同行援護**
外出時の必要な支援を行います。
- 行動援護**
行動する際の介護や外出時の介護などを行います。

- **重度障がい者等包括支援**
居宅介護など複数の福祉サービスを包括的に提供します。
- **短期入所(ショートステイ)**
在宅生活者に必要に応じて短期間、施設で介護などを行います。
- **療養介護**
入院医療に加え、治療や訓練、生活指導を行います。
- **生活介護**
介護を行い、創作活動、生産活動の機会を提供します。
- **施設入所支援**
夜間や休日に施設において介護などを行います。

訓練等給付

- **自立(機能・生活)訓練・宿泊型自立訓練**
自立した日常生活が営めるように必要な訓練などを行います。
- **就労移行支援**
一般企業などへの就労希望者に必要な訓練などを行います。
- **就労継続支援**
働く場を提供するとともに、必要な訓練などを行います。
- **就労定着支援**
一般企業などに就労後の課題の解決に向けて支援などを行います。
- **共同生活援助(グループホーム)**
主に夜間において相談など、日常生活上の援助を行います。
- **自立生活援助**
ひとり暮らしの人のために必要な援助を行います。
- **地域相談支援**
地域での生活に移行するための支援や、ひとり暮らしの人に緊急時の支援などを行います。
- **計画相談支援**
サービス利用計画を作成するなど関係者との連絡調整を行います。

自立支援医療

- **更生医療**
身体障がいの除去・軽減と機能改善のための医療を実施します。
- **育成医療**
児童などの障がいの除去・軽減と機能改善のための医療を実施します。
- **精神通院医療**
精神障がいの治療上必要と認められる医療を実施します。

補装具費の支給

盲人安全つえ、義眼、補聴器、義肢、装具、車いす、歩行器などの補装具の購入・修理に必要な費用を支給します。

地域生活支援事業

- **相談支援**
在宅福祉サービスの利用援助などを行います。
- **日常生活用具の給付**
- **移動支援**
ヘルパーによる外出支援を行います。
- **日中一時**
日中において一時的に見守りなどの支援を行います。
- **手話通訳者派遣事業**
聴覚・言語障がいのある人へ手話通訳者を派遣します。

障がいがある児童のための支援

福祉課

対象

身体に障がいがある児童、知的障がいがある児童、精神に障がいがある児童、難病を有する児童で、いずれも手帳の有無は問いません。また、医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象です。

通所支援

- **児童発達支援**
未就学の児童に基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
- **医療型児童発達支援**
上肢、下肢または体幹の機能の障がいがある児童に児童発達支援および医療の提供を行います。
- **居宅訪問型児童発達支援**
通所が困難な重度の障がいがある児童に児童発達支援の提供を行います。
- **放課後等デイサービス**
就学中の人に生活能力の向上のための訓練などを行います。
- **保育所等訪問支援**
集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

相談支援(通所支援を利用する人向け)

- **障がい児支援利用援助**
通所サービスの利用計画を作成します。
- **継続障がい児支援利用援助**
定期的に利用計画を見直し、必要なサービスを提案します。

入所支援

- **福祉型障がい児入所施設**
日常生活の指導および知識技能の付与を行います。
- **医療型障がい児入所施設**
肢体不自由のある児童、知的障がいと肢体不自由が重複している児童に治療を行います。



高齢者福祉サービス<介護保険以外のサービス>

福祉課

	内容	対象者
食の自立支援事業(配食サービス)	食事を提供し、訪問時に安否確認を行います。(火・木・金曜日)	調理困難なひとり暮らし高齢者など
高齢者おむつ給付金事業	おむつ・パッドの購入費の助成	在宅で生活している65歳以上の人で介護認定を受けており、その人の世帯で最も収入の多い人の当該年度分(4~6月までの申請は、前年度分)の市町村民税所得割が非課税の人
緊急通報装置の貸与	緊急通報装置とペンダント機器を設置	65歳以上のひとり暮らし高齢者など・高齢者のみの世帯の人・重度の身体障がい者のみの世帯の人



子育て

子どもの健康

健康課

妊娠届・妊産婦相談・妊産婦健康診査など

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、妊娠届を出してください。

妊婦健康診査受診券交付

母子健康手帳交付時に受診券を渡します。大阪府内の医療機関で利用できます。(多胎妊娠は別途増額あり)

妊婦歯科健康診査

妊娠期間中1回指定医療機関で歯科健診を受診できる受診券を渡します。富田林歯科医師会管内の歯科医院で利用できます。

新生児聴覚検査

母子健康手帳交付時に受検票を渡します。大阪府内の医療機関で利用できます。

産婦健康診査

産後2週間頃に1回と産後1カ月頃に1回、医療機関で健診を受ける受診券を渡します。大阪府内の医療機関で利用できます。

産後ケア事業

医療機関においてショートステイ(宿泊型)とデイサービス(日帰り型)の育児支援を実施します。(自己負担あり。)

対象 生後4カ月未満の母子で一定の要件に該当する人

乳幼児健康診査

保健センターでの健診

4カ月児健康診査	2カ月に1回実施
1歳児健康診査	2カ月に1回実施
1歳6カ月児健康診査	3カ月に1回実施
2歳児歯科健康診査	3カ月に1回実施
3歳6カ月児健康診査	3カ月に1回実施
歯科フォロー健診	3カ月に1回実施
予約健診	予約制

医療機関での健診

乳児一般健康診査	4カ月までの乳児
乳児後期健康診査	9カ月～1歳までの乳児

訪問・相談

事業名	対象者	内容
新生児・産婦訪問 (こんにちは赤ちゃん事業を兼ねる)	新生児 ～4カ月頃までの乳児とその保護者	赤ちゃんを出産した全ての家庭を保健師が訪問します。子育てに関する情報をお知らせしたり、赤ちゃんの成長や発達について、また、心配なことや困ったことがあれば何でも相談できます。出生届時に保健センターで(または電話で)訪問時期の希望をお聞きます。
健康・育児・発達など相談、家庭訪問(保健師)	乳幼児とその保護者	子どもの成長・発達についてや子育てについて、家族の健康についてなど、心配なことや困ったことがあれば何でも相談できます。(詳しくは問い合わせください。)
妊婦・産婦・母乳相談、家庭訪問(助産師)(予約制)		
発達相談、発達検査(臨床心理士・発達相談員)(予約制)		
栄養相談、家庭訪問(管理栄養士)		
ペアレントトレーニング		『ほめる子育てのコツ』を学ぶ、保護者のための5回コースの講座です。(詳しくは問い合わせください。)
歯科相談(予約制)	妊産婦・乳幼児	歯科衛生士による歯科に関する個別相談
ひまわり計測・育児相談	0歳～1歳頃までの乳幼児	保健師による計測・相談、子育てセミナー 保育士による親子遊び

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期まで安心して子育てができるように、さまざまな不安や疑問などの相談に保健師が応じ、きめ細やかな支援を行います。

利用日時 平日(年末年始を除く)
午前9時～午後5時30分

教室など

事業名	対象	内容
両親教室・妊婦教室(予約制)	妊婦とそのパートナー、家族	希望に合わせた内容、沐浴実習など
離乳食講習会(予約制)	1歳頃までの乳児の家族	管理栄養士の話、離乳食の試食、育児相談など

広告

コープの宅配がお買い物の手間や悩みを解決します。



くらしに笑顔お届けします
大阪いずみ市民生活協同組合

0120-031-001
堺市堺区南花田口町2-2-15



予防接種

定期予防接種

種別	対象年齢
ロタウイルスワクチン	生後2カ月～24週または32週
ヒブ(Hib)	生後2カ月～5歳未満
小児用肺炎球菌	生後2カ月～5歳未満
B型肝炎	1歳未満
四種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)	生後3カ月～7歳6カ月未満
BCG	1歳未満
水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳未満
麻しん風しん混合(MR)ワクチン	第1期:1歳～2歳未満 第2期:就学前1年間 第5期:昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
二種混合(ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満
日本脳炎	第1期:生後6カ月～7歳6カ月未満 第2期:9歳～13歳未満
子宮頸がん(HPV)	小学6年～高校1年相当の女子

任意予防接種の費用助成

種別	対象年齢
流行性耳下腺炎ワクチン	1歳～就学前1年間
B型肝炎ワクチン	1歳～小学6年生

子育て支援

福祉課

児童手当

受給するためには認定請求が必要です(請求日の属する月の翌月分から支給されます)。ただし、所得額による一定の支給制限があります。

受給者	中学卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人	
支給時期	毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給	
児童1人あたりの支給月額	所得制限額未満の人	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満 15,000円 ●3歳～小学校修了 <ul style="list-style-type: none"> 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ●中学生 10,000円 ※第何子目かは、養育されている児童のうち、18歳到達後の最初の年度末までの児童を年長から順に数えます。
	所得制限額以上 所得制限上限未満の人	一律5,000円
	所得上限額以上の人	支給対象外 ※所得が所得上限額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。

※住所、受給者、児童数、前年度の所得金額などに変更があった場合や、公務員となり職場から支給されるようになった場合は、必ず届出てください。異動が月末に近い場合、申請日が翌月であっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するための手当です。ただし、所得による一定の支給制限があります。

受給者	次のいずれかにあてはまる18歳到達後の最初の年度末までの児童(一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護している母または監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育者の人 ①父母が婚姻を解消した児童(事実上の婚姻関係にあった場合も含む) ②父または母が死亡した児童 ③父または母が政令で定める一定の障がいの状態にある児童 ④父または母の生死が明らかでない児童 ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童 ⑥父または母が裁判所からの保護命令(その児童の母または父の申立てにより発せられたものに限る)を受けた児童 ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで出産した児童
支給時期	毎年4月、8月および12月

※次のいずれかにあてはまるときは、手当を受けることはできません。

- 受給者である父母、養育者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- 対象児童が里親に委託、児童福祉施設に入所しているとき
- 受給者でない父または母と対象児童が生計を同じくしているとき(ただし、その父または母が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除く)
- 父または母の配偶者に養育されているとき(配偶者には、住民票上や実態上の同居など、婚姻の届出をしていないが、社会通念上客観的に婚姻関係と同様の事情にある者も含む)

特別児童扶養手当

障がい児を育てている家庭を援護し、児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

受給者	20歳未満の政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母または養育者の人
支給時期	毎年4月、8月および11月

- 障がいの判定は、原則として診断書で行います(身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの場合は、診断書の提出を省略できることがあります)。
- 所得額による一定の支給制限があります。

医療費助成制度

住民課

入院・通院・調剤などにかかる保険適用の医療費を対象に助成を行っています。

対象

子ども医療	高校3年生相当年齢までの児童(18歳到達後の最初の年度末まで)	所得制限なし
ひとり親家庭医療	①ひとり親家庭の18歳到達後の最初の年度末までの児童 ②①の児童を養育する父、母または養育者 ③裁判所から配偶者暴力など(DV)に関する保護命令が出されたDV被害者と児童(18歳到達後の最初の年度末まで)	所得制限あり ※児童扶養手当の所得制限と同じ



助成内容

種類	自己負担金額	内容・補足
入院	1日 500円 ※同月3日目以降は0円(全額助成)	入院した際の保険診療医療費が対象となり、検査・手術費用も含まれます。差額ベッド代や診断書の作成などの保険適用外は、助成の対象になりません。18歳までの子どもについては、食事代を全額助成します。
外来受診 ※歯科も含む	医療機関ごと 1日最大 500円 ※同月3回目以降は0円(全額助成)	外来を受診した場合の保険診療医療費が対象です。保険診療医療費が500円に満たない場合は、その額が自己負担金額です。
調剤薬局	0円(全額助成)	外来受診によって処方された保険適用分の薬が対象です。
治療用装具	0円 ※保険適用の範囲内で全額助成	怪我や病気などの治療のため、医師の指示に基づいて装具を作製した場合に、保険適用の範囲内で助成します。(弱視用メガネ・コルセット・義足 など) まずは健康保険で払い戻しの手続きを行ってください。健康保険適用額の助成を受け、残りの自己負担金額(2割または3割相当額)を村が助成します。

※同じ医療機関でも、「入院」と「通院」の日数は別カウントです。また、同じ医療機関で「歯科」と「それ以外の診療科」にかかった場合も、同様です。

※1カ月の間に複数の医療機関を受診し、支払った自己負担金額が2,500円を超えた場合、払い戻しの手続きにより、超過分の金額をお返しします(領収書と通帳が必要です)。

※大阪府内の医療機関にかかる時、健康保険証とともに医療証を必ず提示ください。

※大阪府外で受診した場合は、保険診療医療費を一旦窓口で負担していただき、後日払い戻しの手続きが必要です。領収書と通帳が必要です。

地域子育て支援拠点ひまわり

☑ 福祉課

子育て親子の交流を図り、育児相談などを実施するなど、子どもの健やかな成長および子育て家庭を支援することを目的とした村の直営施設です。保育士が常時いますので、育児のことで困ったことがあれば気軽に相談できます。

開室曜日・時間	月・水・金曜日(午前10時～午後4時)
場所	千早赤阪村立保健センター2階
利用できる人	村に居住する0歳～就学前の子どもおよびその保護者。 村に居住の祖父母などが一時的に預かっている村外在住の0歳～就学前の子どもも利用できます。
イベント	絵本読み聞かせ 第1水曜日 子育て講習会 第1金曜日 リズム遊び 第2金曜日 からだ遊び 第3金曜日 英語教室 第4水曜日 計測・育児相談 第4金曜日 離乳食講習会 偶数月第3水曜日 その他、工作・お絵かき・季節のイベントなどを予定しています。
子育て育児相談	電話相談 開室日の午後1時～3時30分 面接相談 要予約

認定こども園

☑ 教育課

名称	住所	電話番号	定員	運営主体
げんきこども園	水分59	72-7868	95名	社会福祉法人千早赤阪福祉会

入園申し込み

- ①4月1日からの入園希望の受付は、広報紙などで案内します。
- ②年度途中から入園を希望する場合は、原則として入園希望月(月の初日の場合)の1カ月前から20日(20日が閉庁日の場合はその直前の閉庁日)を期限として、随時申し込みを受け付けています。

保育料(利用者負担額)

国の制度では満3歳未満の3号認定こどもについては、住民税非課税世帯のみが無償とされていますが、村の独自施策として、認定こども園などの保育料を保護者の所得に関係なく無償としています。

教育

小学校・中学校

☑ 教育課

千早赤阪村立小・中学校一覧表

小学校			中学校		
名称	住所	電話番号	名称	住所	電話番号
千早赤阪村立赤阪小学校	水分56	72-0205	千早赤阪村立中学校	東阪25	72-0004
千早赤阪村立千早小吹台小学校	小吹68-780	72-7100			

入学するとき

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校および入学期日を記載した就学通知書を送付します。次の場合は、教育課まで連絡ください。

- 就学通知書が届かないとき
- 就学通知書を受け取った後に転居、転出するとき
- 就学通知書の記載内容に誤りがあるとき
- 国立、府立、私立の学校に入学するとき
- 心身に障がいのある場合や病弱により、入学先の変更、または延期をしたいとき

就学時健康診断

小学校へ入学する前年の11月に健康診断を行います。10月中旬までに保護者宛に通知します。

放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者などが働いているなどの理由により、昼間家庭にいない児童を対象に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

転校手続き

千早赤阪村から転出するとき

転校などの予定がある場合は、事前に教育課および学校へ連絡ください。

- ①転出の手続き…住民課で転出の手続きを行ってください。
- ②転学の手続き
教育課で転学手続きを行った後、在籍している学校で転校先に提出の必要な在学証明書などの書類を受け取り、その書類を転校先の学校へ提出ください。

千早赤阪村内で転居するとき

- ①転居の手続き…住民課で転居の手続きを行ってください。
- ②転入学手続き
教育課で転学および転入学手続きを行った後、在籍している学校で転校先に提出の必要な在学証明書などの書類を受け取り、その書類を転校先の学校へ提出ください。

就学援助制度

千早赤阪村では、子どもたちの学習が経済的な理由で妨げられることのないように、就学に必要な費用の援助を行っています。

援助内容 学用品費、修学旅行費など小・中学校で必要な費用の一部。

申請時期 毎年4月上旬～5月末日(この期間以外でも随時受付をします。)

※前年度に認定された人で、引き続き援助を希望する人も、再度申請が必要です。

指定校変更・区域外就学制度

保護者や児童・生徒の諸事情により、千早赤阪村内の指定された学校以外の学校、千早赤阪村外の学校への就学を希望される場合、一定の基準を満たせば許可により他学区、他市町村の小・中学校に就学できることがあります。

社会教育施設一覧

☎ 教育課

生涯学習・文化施設

名称	所在地	電話番号	案内など
くすのきホール／図書室	水分 263	72-1300	開館時間 午前9時～午後9時 図書室開館時間 午前10時～午後5時 休館日 月曜日、年末年始
千早赤阪村コミュニティホール	小吹 68-780	72-1300 (くすのきホール)	開館時間 午前9時～午後9時 休館日 年末年始

スポーツ施設

名称	所在地	電話番号	案内など
千早赤阪村B&G海洋センター	東阪 255-1	72-7183	アリーナ バスケット、バレー、卓球など 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
村民運動場(多目的運動広場)	東阪 117-5	72-7183 (B&G海洋センター内)	休場日 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
テニスコート	東阪 121-2		ハードコート2面 休場日 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

予約方法 窓口にお越しください。(スポーツ施設はオーパスを使ったネット予約も可。)

料金案内 ホームページを参照ください。



広告

工作機械と省力化機械の修理・メンテナンス

 **エーワイマシンサービス株式会社**

千早赤阪村大字中津原 707 番地
TEL 0721-70-2222

エーワイマシンサービス株式会社 検索





上水道

大阪広域水道企業団 千早赤阪水道センター

水道工事に関する問い合わせ

家庭の水道工事をする場合は、千早赤阪水道事業の指定給水装置工事事業者（ホームページ「大阪広域水道企業団」参照）に問い合わせください。

水道の各種届出

- ①水道の使用を開始するとき
- ②水道の使用を止めるとき（引越など）
- ③所有者や使用者の名義が変わるとき
- ④建物の解体などに水道を使用するとき

検針と水量のお知らせ

検針員が水道メーターを確認し、使用水量に応じて、水道料金および下水道使用料を計算し、「上下水道使用量・料金等のお知らせ」をポストなどへ投函しますので、確認ください。

上水道料金のお知らせ

水道料金

料金の計算は、次の計算例のようになります。

水道料金 = {基本料金 (メーター口径別) + 従量料金} × 1.1 (1円未満は切り捨て)

※料金表 (1カ月)

メーター口径	基本料金
13mm	1,180円
20mm	1,300円
25mm	1,530円
30mm	4,540円
40mm	8,070円
50mm	14,740円
75mm	32,440円

従量料金 (1m ³ につき)	
1m ³ ~10m ³	100円
11m ³ ~20m ³	185円
21m ³ ~30m ³	230円
31m ³ ~40m ³	260円
41m ³ 以上	285円

【計算例】

水道メーター口径13ミリメートルで20立方メートル使用した場合の水道料金

{基本料金 (1,180円) + 従量料金 (100円 × 10立方メートル + 185円 × 10立方メートル)} × 1.1 = 4,433円

※上水道料金は算出した額に消費税および地方消費税が加算されます。

水漏れの調べ方

いつもどおりの生活なのに、急に使用水量や料金が増えたときは給水装置からの水漏れが考えられます。水漏れの有無は次の手順でメーターを点検することにより確認できます。

すべての蛇口を閉める

全自動洗濯機などの機器類を確認

トイレに水が流れていないか確認する

便器の中も確認

水道メーターのパイロット (銀色の星マーク) が止まっているか確認する

止まっている

回っている

漏水はありません。

漏水しているかも知れないので千早赤阪水道事業の指定給水装置工事業者に連絡。

水道水が変だな?と感じたら、飲むことを控えてください。また、千早赤阪水道センターに連絡ください。

— 告 告 —



造園土木・設計施工

株式会社 菊水園

〒585-0044 大阪府南河内郡千早赤阪村森屋1005

TEL.(0721)72-0651

FAX.(0721)72-1877



下水道使用料

宅地内の排水設備工事が完了しますと、生活雑排水(便所、台所、風呂場の排水)が下水道に流れますので、使用者より「下水道使用料」をいただきます。

下水道使用料は水道の使用量に応じて決まり、水道料金と一緒に納めてください。

また井戸水を使っている場合は別途使用水量を認定し、加算します。

②下水道使用料

※下水道使用料(1カ月)

区分	基本料金	従量料金(1㎡につき)			
		1~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~40㎡
一般汚水	320円	85円	105円	125円	150円
		41~50㎡	51~100㎡	101~200㎡	201㎡以上
		170円	190円	210円	230円

※下水道使用料は、算出した額に消費税および地方消費税が加算されます。

※1円未満の端数金額が生じた場合は切り捨てます。

水洗化・排水設備工事

公共下水道が使用可能な地域(供用開始済み区域)で、くみ取り便所のある家庭はくみ取り便所を3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。

また、台所、洗濯、風呂場などの雑排水も一緒に公共下水道へ接続することが義務づけられています。

なお、し尿浄化槽を使用している場合も浄化槽を廃止して公共下水道に接続ください。

※宅地内の水洗化工事や排水設備工事にかかる費用は個人負担。

排水設備工事は排水指定業者へ

排水設備工事を実施する場合は、下水道の使用ができる区域および下水道受益者負担金・分担金の納付状況を確認し、排水設備工事指定業者へ申し込みください。

排水設備工事は、指定業者でなければ施工できません。指定業者は排水設備工事の見積りや役場への排水設備工事の申し込みなどを代行して手続きを行います。

水洗化工事の融資あっせん制度

公共下水道が使用できるようになってから、3年以内に既設のくみ取り場所(し尿浄化槽による便所を含む)を水洗便所に改造する場合は、費用負担を少しでも軽くするため、次のような融資あっせん制度を設けています。(新設・建替工事は対象外です)

融資の額 くみ取り便所(1戸につき)60万円以内
し尿浄化槽(1戸につき)45万円以内

償還の方法 貸付月の翌月から36カ月均等払い
利子はありません。

受益者負担金制度

公共下水道が整備されると、し尿、生活排水などが衛生的に処理できるようになります。利益を受ける土地が限られることから、利益を受ける土地所有者などから公共下水道の建設に要する費用の一部を負担ください。受益者負担金は土地の面積(1平方メートル当たり680円)に応じて一度だけ負担ください。

(例)土地100坪(330.58平方メートル)所有している場合
 $330.58 \times 680 = 224,790$ 円(10円未満の端数は切り捨てます。)

納付方法

分割納付の場合

3年分割で、毎年2期ずつ納期を設け、計6期で納めてください。

各年度の納付期限は、

第1期:7月1日から同月31日まで

第2期:12月1日から同月25日まで

一括納付の場合

賦課初年度の第1期納付期限までに全額納付すると、一括納付報奨金が交付されます。

報奨金は14パーセントです。

(例)224,790円を一括納付する場合

$224,790 \times 0.14 = 31,470$ (10円未満の端数は切り捨て)

納める金額

$224,790 - 31,470$ (一括納付報奨金) = 193,320円

広 告

おかげさまで創業58年
くらしの「いつも ずっと」を支えます

 藤野興業株式会社
富田林市山中田町一丁目11番8号

OC18J0021 建設業部門
EC18J0022 建設業部門
AS16J0005 建設業・農業部門
富田下水道センター





ごみの区別と収集日

区分・収集日	種類	出し方	
ごみ(シール必要)	もえるごみ 毎週2回 火・金曜日	生ごみ類/紙くず類/木くず類/皮革類/プラスチック類など	<ul style="list-style-type: none"> ●推奨ごみ袋に入れて出してください。 ●袋の口はしっかりしばってください。 ●残飯、生理用品、オムツなど見られたくないごみは、レジ袋などで包み、推奨ごみ袋に入れてください。 ●廃食油は紙などに吸わせてください。 ※シールがないものは収集できません。
	粗大ごみ 毎月1回 第1水曜日	家具・寝具類(ベッドのスプリング入りマットは収集できません)/家電製品類(家電4品目およびパソコンは除く)/金属類/食器類・ガラス類など	<ul style="list-style-type: none"> ●石油ストーブなどは灯油を抜き、乾電池を外してください。 ●竿や植木の剪定枝は、直径15センチメートルまでの太さで、長さ1.5メートルまでに切り、片手で持てるぐらいの大きさに束ねてください。 ●布団、カーペット、座布団などは十字字にひもをかけ、片手で持てるぐらいの大きさに束ねてください。 ●安全のため、食器類、ガラス類、刃物類については、新聞紙などに包んでください。 ●小物類については、袋が破れない限り、他のものと一緒にに入れて、シール1枚を貼ってください。
資源(シール不要)	缶・ビン 毎月1回 第4水曜日	缶類/ビン類	<ul style="list-style-type: none"> ●推奨ごみ袋に入れて出してください。 ●ビン類のふたや栓は取ってください。用途に応じた収集日に出してください。 ●一斗缶は「粗大ごみ」に出してください。 ●耐熱ガラスは入れないでください。
	ペットボトル 毎月1回 第3木曜日	このマークがついた「ペットボトル」だけが収集できます。飲料用/酒類用/調味料	<ul style="list-style-type: none"> ●推奨ごみ袋に入れて出してください。 ●汚れや油脂分の取れないものは「もえるごみ」に出してください。 ●キャップやラベルはプラスチック製容器包装として出してください。
	プラスチック製容器包装 毎月2回 第2.4木曜日	このマークがついた「プラスチック製容器」だけが収集できます。ボトル/発泡スチロール製緩衝剤/パック/トレイ/袋/カップ	<ul style="list-style-type: none"> ●推奨ごみ袋に入れてください。 ●汚れや油脂分の取れないものは「もえるごみ」に出してください。 ●プラスチック製容器包装以外の素材は取り除いてください。(取り除けない場合はそのまま出してください。)

※ごみは収集日の当日、午前7時までに出してください。

※資源ごみは、レジ袋などに入れず、推奨ごみ袋に直接入れて出してください。スプレー缶・カセットボンベは、必ず使い切ってから空き缶・空きビンの収集日に出してください。

※中身の見えないダンボールや、黒いごみ袋では出せません。

ごみシール制について

千早赤阪村では、ごみ減量対策の一環として、一般家庭のごみシール制を実施しています。

- 無料シールの有効期限は2年間です。
- 有効期限の切れているシールは使用できません。
- シールはごみ袋上部の見えやすいところにしっかりと貼ってください。
- 無料シールがなくなった場合は、住民課および小吹台連絡所で有料シールを購入ください。

有料シール(有効期限なし)

内容	シールの種類	1枚単価
もえるごみ	30ℓ袋用シール	50円
もえるごみ	45ℓ袋用シール	100円
粗大ごみ	粗大ごみ用シール	500円



ごみ処理券(シール)の配布について

1年分の配布枚数

もえるごみ専用無料シール

シールの色	世帯人数	配布枚数
年度ごとに色が変わります(使用期限はシールに記載)	1人から2人まで	110枚
	3人から4人まで	220枚
	5人から6人まで	280枚
	7人以上	340枚

粗大ごみ専用無料シール

シールの色	世帯人数	配布枚数
年度ごとに色が変わります(使用期限はシールに記載)	全ての世帯	36枚

※上記のとおり、世帯人数により無料シールの配布枚数が決まっています。資源ごみの分別など、ごみの減量化に協力いただき、計画的なシールの使用をお願いします。

焼却場へのごみの持込み

☑ 南河内環境事業組合第1清掃工場
富田林市大字甘南備2345番地 ☎33-6584

臨時に発生したごみを有料で焼却場(南河内環境事業組合)へ持込むことができます。

※詳細については南河内環境事業組合のホームページ
または焼却場へ問い合わせください。

持込方法

ごみを車に積んで、焼却場(南河内環境事業組合第1清掃工場)へ搬入ください。

受け付けは焼却場で行います。

受付時間 平日午前9時30分～午後4時30分

料金 20キログラムにつき340円

- ※通常の収集で出せないごみは処理できません。
- ※持ち込みできないものの処分については、住民課まで問い合わせください。
- ※産業廃棄物は持込めません。

家電リサイクル対象機器

粗大ごみには出せません

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は下記の方法で処分してください。

1.家電小売店への申し込み

その製品を購入した家電小売店、買い換える場合は、新たに購入する家電小売店に引き取りの義務がありますので、まずは家電小売店に相談ください。

2.家電リサイクル法による処分

郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入しリサイクル料金を振込んだ上、住民課にリサイクル券を持参ください。収集運搬料金(1台につき2,700円)をお支払いいただくと手続きが完了します。家電の引取りは後日になります。

※メーカーや製品のサイズによりリサイクル料金が異なりますので、郵便局で「郵便局手続き用リサイクル料金表」を参照ください。

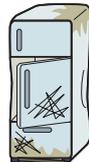
※ご自身で指定引取所へ持込む場合、収集運搬料金はかかりません。

※「家電リサイクル券センター」

ホームページアドレス:<https://www.rkc.aeha.or.jp>

フリーダイヤル:0120-319640

受付時間:午前9時～午後6時(日・祝休み)



広 告

携帯電話

- このロゴマークのある携帯各社ショップでメーカーを問わず無償で回収しています。



モバイルリサイクルネットワーク
携帯電話リサイクルセンター

パソコン

本体・ディスプレイは粗大ごみには出せません

- パソコンはそれぞれのメーカーに問い合わせください。メーカー不明の場合や、自作パソコンなどについては

一般社団法人パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685に問い合わせください。

- ※周辺機器(キーボードなど)は粗大ごみとして出してください。



リサイクル

二輪車(自転車を除く)

- 購入店または「二輪車リサイクルコールセンター」に相談ください。粗大ごみでは出せません。

☎050-3000-0727

古紙回収

実施している団体の収集日に出してください。

地区の子ども会や自治会などで集団回収に取り組んでいます。新聞・雑誌・段ボール・古布・牛乳パックなどを回収しています。

地区で実施していない場合はもえるごみまたは粗大ごみとして出してください。



収集できないごみ

まずは購入店に相談ください!

危険物

ガスボンベ・消火器・劇薬・灯油・廃油・バッテリーなど



生活・環境

おかげさまで創業58年 くらしの「いつも ずっと」を支えます

藤野興業株式会社

富田林市山中田町一丁目11番8号



大型機器・機材

農機具・農業用塩ビ・ピアノ・温水器・耐火金庫・タイヤなど



大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しています。

廃材・その他

ブロック・れんが・瓦・土砂・コンクリート・石など

し尿(くみ取り)・浄化槽

手数料

区分	種類	算定に用いる 数値	単価(月額 消費税含)
1	定額	普通トイレ	汲み取り人口 1人につき 445円
		無臭トイレ	汲み取り人口
	簡易水洗トイレ		便槽数
2	併設 加算額	一家庭で便槽が 2以上ある場合	1便槽につき 200円
3	人員により算定の難しい ものまたは著しく実情に そぐわないと村長が認め るもの	汲み取り量	1ℓにつき 7円
4	臨時的な処理 (村の収集計画日以外の 収集申し込み)	1回につき	1,500円
		1ℓにつき	7円

備考
1. 汲み取り人口とは、当該汲み取り月の前月末の汲み取り人口をいう。
2. 便槽数とは、当該汲み取り月の前月末の便槽数をいう。

ペット・動物

飼い犬登録と予防注射

飼い犬登録

生後91日以上の子犬を飼っている飼い主は、狂犬病予防法に義務付けられている飼い犬登録を行ってください。登録内容に変更(死亡・転入・転出)がある場合は、住民課まで届出ください。

狂犬病予防注射

飼い犬は毎年1回狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。村で毎年5月に行っている集合注射会場で受けるか、動物病院で必ず受けてください。

料金

飼い犬登録手数料	3,000円
狂犬病予防注射料金(集合注射)	2,700円
注射済票交付手数料	550円

ペットが亡くなったときは

役場に直接持ち込みされる場合…1体 2,700円

土・日曜日、祝日および年末年始については、役場警備員が預かります。

自宅への引き取りを希望される場合…1体 3,700円

平日の午前9時から午後5時30分まで、引き取り可能です。土・日曜日、祝日および年末年始については、引き取り業務は行っていません。

※いずれの場合も、合同焼却のため、お骨などの返却はできません。

詳しくは、住民課まで問い合わせください。

※飼い犬登録をしている犬が亡くなった時は、住民課へ届出が必要です。

役場内簡易郵便局

☒ 役場内簡易郵便局

役場内簡易郵便局で取り扱える業務は下記のとおりです。(年末年始、土・日曜日、祝日は取り扱っていません。)周辺の郵便局とは違う場合がありますので、ご注意ください。

※ATMはありません。

【郵便業務取扱一覧 平日午前9時～午後5時】

郵便物、切手・葉書・印紙の販売、ゆうパック、レターパック

【貯金業務取扱一覧 平日午前9時～午後4時】

貯金、振替、為替、ゆうちょ口座への送金、配当金の支払い、キャッシュカードでの取り扱い

【保険業務取扱一覧 平日午前9時～午後4時】

保険料の受け入れ(生命保険の新規契約は不可)





相談

相談

相談内容	詳細	日時	機関名	電話番号
行政相談	府・村などをはじめ、警察や国・独立行政法人、公社などのあらゆる行政についての意見や要望に関する相談に、行政相談委員が応じます。	毎月 第1木曜日 午後1時～3時	総務課	72-0081
人権相談	差別、いじめ、嫌がらせなど人権に関する相談に応じます。秘密は厳守します。	平日 午前9時～午後5時	住民課	26-7116
就労相談	障がいがある人やひとり親家庭の人、さまざまな要因により希望する職業に就けない人の求職や雇用に関する相談に応じます。(仕事を紹介・斡旋することはできません)	平日 午前9時～午後5時30分	農林商工課	26-7128
消費生活相談	専門の相談員が悪質商法や多重債務問題、クーリング・オフ(無条件解約)制度などの消費生活相談に応じます。	平日 午前9時～午後4時	富田林市 消費生活センター	25-1000
いのちの相談 (無料弁護士相談)	自殺予防対策として皆さんの不安や悩みを解消するため借金・家庭・労働問題など法律に関する相談に弁護士が無料で応じます。	奇数月第2金曜日 午後2時～4時 (要予約、1人30分程度)	健康課	72-0069
児童家庭相談	「しつけの仕方が分からない」「子どもをたたいてしまう」など子育てに関してお悩みの人を対象に相談を受けています。	平日 午前9時～午後5時	福祉課	26-7269
教育相談	教育全般に関する相談を受け付けています。(ただし、村内の中学生以下に関する相談に限ります。)	平日 午前9時～午後5時30分	教育課	72-1300
心配ごと相談	身近な悩みごと、生活、家庭問題や福祉に関する幅広い相談を受けています。	毎月第1木曜日 午後1時～3時	社会福祉協議会	72-0294

※市外局番は(0721)です

広告

行政書士 中上事務所

- ・ 建設業許可 ・ 経審
- ・ 会社設立 ・ 相続 ・ 遺言

お気軽にご相談下さい

富田林市佐備 1072-2

TEL 0721-22-5799

相続 ◆ 登記 ◆ 法律相談 ほか

蓮井司法書士 事務所

はすい 行政書士事務所

司法書士 蓮井 茂隆
行政書士

☎56-0428 FAX 56-0429

河内長野市栄町 13-33

<http://www.eonet.ne.jp/~hasui/>



相談

名称	場所	連絡先	
千早赤阪村役場		0721-72-0081	
村政戦略部		戦略推進課	0721-72-0084
		秘書企画課	0721-72-0082
		危機管理課	0721-26-7238
総務部		総務課	0721-72-0081
		税務課	0721-72-0083
健康福祉部	千早赤阪村大字水分180	住民課	0721-26-7116
		福祉課	0721-26-7269
		健康課	0721-72-0069(千早赤阪村立保健センター)
産業建設部		農林商工課	0721-26-7128
		都市整備課	0721-26-7138
教育課		0721-72-1300(くすのきホール)	
議会事務局		0721-26-7168	
千早赤阪村役場小吹台連絡所	千早赤阪村大字小吹68-830	0721-72-7600	
くすのきホール	千早赤阪村大字水分263	0721-72-1300	
コミュニティホール	千早赤阪村大字小吹68-780	0721-72-1300(くすのきホール)	
千早赤阪村郷土資料館	千早赤阪村大字水分266	0721-72-1588	
千早赤阪村B&G海洋センター (村民運動場・村立テニスコート・プール)	千早赤阪村大字東阪255-1	0721-72-7183	
千早赤阪村立学校給食センター	千早赤阪村大字桐山258	0721-72-1112	
千早赤阪村立中学校	千早赤阪村大字東阪25	0721-72-0004	
千早赤阪村立赤阪小学校	千早赤阪村大字水分56	0721-72-0205	
千早赤阪村立千早小吹台小学校	千早赤阪村大字小吹68-780	0721-72-7100	
げんきこども園	千早赤阪村水分56	0721-72-7868	
いきいきサロンやまゆり	千早赤阪村大字小吹68-780	0721-72-7005	
いきいきサロンくすのき	千早赤阪村大字二河原邊8-1	0721-72-1705	
千早赤阪村社会福祉協議会	千早赤阪村大字二河原邊8-1	0721-72-0294	
千早赤阪村立保健センター	千早赤阪村大字水分195-1	0721-72-0069	
千早赤阪村地域包括支援センター	千早赤阪村大字水分195-1	0721-74-5117	
地域子育て支援拠点「ひまわり」	千早赤阪村大字水分195-1	0721-26-7269	
千早赤阪村国民健康保険診療所	千早赤阪村大字水分195-1	0721-72-0038	
千早赤阪村国民健康保険千早診療所	千早赤阪村大字千早184-1	0721-74-0240	
道の駅ちはやあかさか	千早赤阪村大字二河原邊7	0721-21-7557	
富田林市消防署千早赤阪分署	千早赤阪村大字東阪77-1	0721-72-1755	
富田林警察署赤阪駐在所	千早赤阪村大字水分72-4	0721-25-1234	
富田林警察署東阪駐在所	千早赤阪村大字東阪1210-3		
富田林警察署千早駐在所	千早赤阪村大字千早1033-1		
JA大阪南赤阪支店	千早赤阪村大字水分52-1	0721-72-1255	
大阪森林組合南河内林業総合センター	千早赤阪村大字東阪1238-5	0120-630-854	
千早赤阪小吹郵便局	千早赤阪村大字小吹68-974	0721-72-7272	
千早簡易郵便局	千早赤阪村大字千早235	0721-74-0248	
役場内簡易郵便局	千早赤阪村大字水分180	0721-72-7016	

編集後記

「千早赤阪村暮らしの便利帳」は、千早赤阪村にお住まいの皆さんへ、村の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、村民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、公民協働事業として千早赤阪村と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「千早赤阪村暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんの協力により、行政機関への設置はもとより、千早赤阪村の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「千早赤阪村暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和4年11月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続きなどで不明な場合は、各担当課まで問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報として活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

千早赤阪村暮らしの便利帳

令和4年12月発行

発行

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

編集協力

千早赤阪村

〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

TEL.0721-72-0081(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 大阪近畿支店

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-7669-0010

※掲載している広告は、令和4年10月現在の情報です。

無断で複写、転載することはお断りください。

寄っ場

焼肉 YOTSUBA

食べ放題 飲み放題あります!

寄っ場

河内長野市の
ちよどええ!
焼肉屋さん

クマオカキ
好評発売中!!

〒586-0013 河内長野市向野町 561-1
【営業時間】 17:00 ~ 24:00
(料理 L.O.23:30 / ドリンク L.O.23:30)
※最終のご入店は 23 時まで。
年中無休

TEL: 0721-81-1766

寄っ場 焼肉 検索








河内長野市野作町 3-61 **0721-55-3590**

営業時間 12:00 ~ 21:00 詳しくは Instagram →






信頼される工務店を目指して



松本工務店

BABY_SMILE_HOUSE

お気軽にお問い合わせください



新築工事 **注文住宅**

- 床・クロス張替
- 屋根葺き替え
- 介護保険工事
- 建具・畳入れ替え
- 水周りリフォーム
- カーポート・門扉

- 外壁塗装
- シロアリ駆除
- サッシ入替
- 耐震工事
- 住まい相談

大阪府知事許可(般-3)第137592号
河内長野市西之山町2-10ファーストプラザ2F

0721-53-4982

松本工務店 河内長野 検索



公衆衛生の豆知識

出典: 首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>) より加工・編集して作成



正しい 手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。・時計や指輪は外しておきましょう。

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります

2



手の甲をのぼすようにこすります

3



指先・爪の間を念入りにこすります

4



指の間を洗います

5



親指と手のひらをねじり洗います

6



手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

おかげさまで創業58年

くらしの「いつも ずっと」を支えます



アドプト・ロード・プログラム甲田桜井線
平成 24 年 6 月～



アイスピック管内洗浄工法（特殊シャーベット）
平成 24 年～



一般廃棄物収集運搬業務
昭和 40 年～



資源リサイクルセンター（河南町山城）
平成元年～



浄化槽点検・清掃業務
昭和 42 年～



下水管更生工事
昭和 60 年～



 **藤野興業株式会社**

富田林市山中田町一丁目11番8号

